

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和4年3月16日

【開催日】 令和4年3月16日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時2分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行
-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
市民活動推進課長	河上雄治	市民活動推進課長補佐兼市民活動係長	西崎大
市民活動推進課地域運営組織推進室主任	増本順之	市民活動推進課人権・男女共同参画室主任	岡野文恵
生活安全課長	山本満康	生活安全課課長補佐	西村一郎
生活安全課市民相談係長	三浦陽子	生活安全課防犯交通係長	中野朋
環境課主幹	湯淺隆	環境課環境政策係長	原野浩一
環境課生活衛生係長	山根和之	環境課環境保全係長	縄田誠
環境調査センター所長	辻永民憲	環境衛生センター所長	井上正満
環境衛生センター主任	松尾勝義	小野田浄化センター主任	磯部修一
福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
健康増進課課長補佐兼健康増進係長	大海弘美	健康増進課主査兼健康管理係長	林善行
健康増進課健康増進係長（成人担当）	山本真由実	健康増進課健康増進係長（母子担当）	古谷直美
健康増進課健康増進係長（食育担当）	加藤諭香江		
総務課新型コロナ対策室長	河田圭司	総務課新型コロナ対策室主任	古谷雅俊

【事務局出席者】

議会事務局長	尾山邦彦	庶務調査係長	田中洋子
--------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第35号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第18回）について
- 2 議案第13号 令和4年度山陽小野田市一般会計予算について

松尾数則分科会長 おはようございます。ただいまから一般会計民生福祉分科会を開会いたします。本日の審査日程は、お手元に配付しておりますとお進めてまいりたいと思っております。それでは審査番号②、審査事業ごとに進めまして、その後に質疑を受けたいと思っております。審査事業 26 番から執行部の説明を求めます。

河上市民活動推進課長 審査番号 26 番地域運営組織推進事業について御説明させていただきます。資料の 129 ページをお開きください。事務事業名、地域運営組織推進事業で、事業の概要は、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、地域づくりの担い手不足等、地域の課題が多様化・複雑化しており、住民に最も身近な地域活動が難しくなっているといわれる中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である地域運営組織の形成に向けた取組を行っていくものであります。令和 4 年度は、地域づくりに関する専門家の派遣、地域ごとの話し合い・ワークショップの開催、先進地視察を行うことを考えております。対象は、各地域の各種団体や地域住民の皆様で、地域の皆様とともに研修会や話し合い・ワークショップ等を通じて、持続的な地域社会づくりについて考えていきたいと思っております。活動指標は、令和 4 年度、研修会を 3 回と各地域でのワークショップ・話し合いを 11 地区に対して 3 回で計 36 回としております。各地域での話し合いについては、地域ごとの人口の推移や要介護認定率、外国人居住者人口、病院や買い物箇所等を記した地域カルテ、また各自治会長様での御協力を得て地域におけるアンケートを行いましたので、その集計結果等を地域の皆様に説明し、それぞれの地域の現状を共有させていただきたいと考えております。その上で、それぞれの地域のどのようになることが理想であるか、将来のあるべき姿、ビジョンを共感する中で、その現状と理想のギャップである課題の解決に向けた取組をどのように実践していくかを話し合っていくことができればと思っております。これには、かなりの時間が掛かると考えております。また、地域によって事情が違いま

すので、様々な違いが出てくると思いますので、地域にお伺いし、しっかり話し合いをしていく必要があると考えております。したがって、話し合いの回数を各地区3回と申しましたが、これはあくまで想定でありますので、それぞれの地域の状況に応じて変わってくると考えております。また、成果指標は、令和5年度の地域運営組織の形成数を11地区全てとしておりますが、地域の現状と課題はそれぞれ違います。進み具合や組織の在り方もそれぞれ違ってくる想定されます。したがって、目標値として11地区と掲げておりますが、それぞれの地域の皆様としっかりと話し合いさせていただき、進めてまいりたいと考えておりますので、差異が生じることは御理解ください。令和4年度の予算は、総額が55万3,000円で内訳は、講師謝礼37万6,000円、普通旅費12万7,000円、消耗品費5万円としています。財源の内訳は、国庫補助金・地方創生推進交付金として、旅費を除く事業費の2分の1の額21万3,000円、一般財源を34万円としています。説明は以上であります。御審議のほどよろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けません。

吉永美子委員 まず、活動指標又は成果指標というところで、研修会を3回と言われました。これは、全体での研修会を行うんでしょうか、どういう研修会を開くんでしょうか。御予定をお聞かせください。

河上市民活動推進課長 全体での研修会もそうですけれども、地域の皆様と話し合いをする中で、必要に応じて講師をお呼びして研修会等を実施していきたいと考えております。具体的な内容につきましては、当然その地域の皆様のニーズに対応した内容となりますが、主には地域づくり、先進市の事例等の研修会となろうかと思っております。

吉永美子委員 このことについては、これからの推移を見させていただけたらと思います。下の表なんですけども、効率性というところで、ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、受益者負担の適正化の評価結果が3と、コスト効率の評価結果が3ということですが、評価理由を見ると、受益者負担の適正化は、地域内の全住民が受益者となるものであるということ、一番の評価じゃないかと思うんですけど、下のコ

スト効率に直接的な効果を測ることが難しいということで、3点に落としたというふうに捉えることができるんですけど、この3点になっている理由についてお聞かせいただけたらと存じます。

河上市民活動推進課長 この効率性の受益者負担の適正化が、地域内の全住民が受益者となるものであるということについては、この地域運営組織は、それぞれの地区の方々の生活、そして地域づくりの活動につながるものということの意味で、このような表記をさせていただいております。また、直接的な効果をはかることが難しいというところにつきましては、先ほど申し上げました、今からしっかりとした話し合いをさせていただく中で、どのような形態になるのか分からないというところを踏まえての表現でございます。

吉永美子委員 すみません。説明を受けても分からないんですけど、この受益者負担の適正化は、これは適正なんじゃないんですか。だから、3点じゃなくてもっと高い評価にすべきじゃないのかなと思ったので、聞かせていただきました。

河上市民活動推進課長 この3点が、この受益者負担の適正化の最高点じゃないかというふうに。3点か1点かじゃないかと。

松尾数則分科会長 3点が満点なのね。

河上市民活動推進課長 この項目については、そうだったというふうに思っております。よく確認してみます。もし違えば後ほど修正をさせていただきます。すみません。

松尾数則分科会長 はい。お願いします。

大井淳一郎委員 今の件で、私も何回かあるので、やっぱり一度、表というか見方をそれぞれの委員に資料を見せたほうがいいでしょう。

松尾数則分科会長 今まで示してもらっていたよね。それを踏まえた上での資料というものはありますか。今示せますか。

河上市民活動推進課長 この様式は、企画課が作成したもので、今ちょっと確認に行かせておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

松尾数則分科会長 何か質問はございますか。

山田伸幸委員 最初の事業概要に、もう結論的なことが書かれているんですね。人口減少や高齢化等により住民に最も身近なというふうにここで書かれているんですけど、人口が増加している地域もある。これはもう一般的なことでしか書かれていないということでは、どうなんだろうかという疑問があります。そして、住民に最も身近な地域活動、これは何を指しているのかお答えいただけますか。

河上市民活動推進課長 まず人口減少や高齢化、一般的な課題が記されているということに対する回答となりますけれども、これは当然先ほど冒頭にも申し上げましたように、地域によってそれぞれ違います。おっしゃるとおりでございます。ついては、地域によってそれぞれ違うがためにそれを認識、地域の皆様と共有をさせていただくために、それぞれの地域の現状を記した地域カルテというのを策定しております。これをもって、この地域の現状、そして課題を皆さんと共有をさせていただきたいというふうに考えております。それから、2点目の身近な活動という点につきましては、それぞれいろんな地域の皆様の活動があるかと思えます。支援団体であります自治会、あるいはいろんな交流を目的としたふるさとづくり、あるいは福祉的な活動をしておられます地区社協、そういった活動等をもろもろ含めたものの表現でございます。

山田伸幸委員 この地域カルテというのを出していただけませんか。

河上市民活動推進課長 今まだ現在精査中でございますので、ほぼほぼ完成できておるんですが、もうちょっと精査をさせていただいて、来年度お示しをさせていただければと思います。少なくとも地域の皆様方にはお示しをし、また、それがほかの方々にも見せることができるようにすることについても検討してまいりたいというふうに思います。

山田伸幸委員 カルテというからには、その基本となるフォーマットがあろう

かと思うんですけど、そういったものはできているんですか。

河上市民活動推進課長 この地域カルテにつきまして、今私どもが作っておりますのは、それぞれの地域の人口で将来にわたってどのような変化があるのか、要は推移、推計を記したものです。それから、年代別の人口、要介護率、そして外国人の居住者の人口、それから人口については、年少人口、生産年齢人口、老年人口等の推移とかも入れております。そのほか、交通事故の地域ごとの発生件数、それから火災等の発生件数等もいろいろ加えて、特にフォーマットというのはないんですけども、できるだけ地域課題、地域の現状を皆さんに認識をしていただけるような様々な資料をまとめながら作成しているところでございます。

山田伸幸委員 では、この地域カルテというのは、行政が地域から上がってきたいろんな基礎的な指標を基にして作るもので、危険な交差点だとか、そういういろいろなものがそれに落とし込められていると考えてよろしいのでしょうか。

河上市民活動推進課長 この地域カルテは客観的データとなりますので、地域の皆様から上がってきたものではなくて、現状、いろんな人口とかそういったものとなります。地域の皆様方の御意見等につきましては、各自治会に調査に御協力いただきまして、昨年12月からアンケートを実施させていただいております。これに基づいて、主観的データとして集計したものを地域の皆様方にお示ししたいと思っております。

大井淳一郎委員 その地域カルテですけども、最終的にはそういった地域の声を踏まえたものも入れて、今この地域にはこういった課題がありますよという成果物を作って、それを更に地域の人に示さないと話が進んでいかないと思うんですが、それはいかがですか。

河上市民活動推進課長 今後、この地域づくりを考えていく上でのプロセスといたしましては、先ほど来から申し上げております地域カルテ、それから市民アンケートの集計結果、要は地域の現状を皆様方と共有していきたいと思っております。それと、それが終わった時点で、地域の皆様がその地域がどのようになるのが理想なのか、将来像についてもしっかりと皆様方と話をし、共有を図ってまいりたいと。そこのギャップである

課題、今どのようなものがあるのか、先ほど山田委員が危ない交差点があるとかそういったこともありますけれども、そういった課題を注視する中で、どういった取組を進めていくのかというプロセスになろうかと思えます。当然これは、一部の役員さんだけではなく地域の皆さんで共有していかなければいけないというふうに思っておりますので、委員が言われた部分については、しっかりと公表等をしてまいりたいというふうに思っております。

山田伸幸委員 今いろいろ言われたんですけど、要はそれを一体誰が地域の中で進めていくかということですけど、それはどのように考えておられますか。

河上市民活動推進課長 今現在につきましては、自治協、それから、ふるさと、地区社協にこのような話合いをさせていただく場を考えていただいております。それに加えて、それ以外の方々、特に若い世代の方々にも参加をお願いするように考えておるところでございます。

山田伸幸委員 たしか私も出席した会合に来られて、その辺のことを説明されたんですけど、説明されただけに終わっているという印象を持っています。説明されただけに終わっていて、その説明された内容がどういったことであるのか、地域とのディスカッションが進められていなかったという印象を持っているんですけど、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 ここにつきましては、来年度から積極的に行う計画としておりますので、先ほど申し上げました現状を皆さんに共有させていただき、将来像、あるいは地域課題の抽出等をしっかりディスカッションさせていただきながら、話合いを進めてまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 その際に、参加者の方のお話が聞けたので言いますと、もう自分たちの時代は終わったねというようなイメージを持っておられたんですね。そういったことは、次の人たちにやってもらわないと自分たちではもう無理だというようなことを言っておられたんです。やはり理想を高く掲げていくのはいいんですけど、それがなかなか皆さんの中に、自分たちがやるんだという認識に至ってなかったのではないかなという印象を持ったんですが、いかがでしょうか。



河上市民活動推進課長 この話と申しますか、しっかりと考えていこう、地域を考えていこうというのが、10年後、20年後も持続的な地域社会づくりができるよということでございます。ついては、先ほど申し上げました今現在頑張って汗を流していただいている地域の皆様はもちろんですけれども、将来地域を担う若い世代の方々の参加も、皆さんと話合いをさせていただきながらお願いしてまいりたいというふうに思っております。

奥良秀委員 いろんなところで大変お疲れのこととは存じ上げておりますが、今まで、ずっと若い世代と言われております。どういったところにアプローチを掛けられていますか。

河上市民活動推進課長 現在、まだ各地区に今のお話を全てはしておりません。これについては、まずは今現在汗を流していただいている方々に、次の世代を担う若い方々、どのような方がいらっしゃるのかということをお伺いさせていただき中で、お声掛けをさせていただきたいというふうに思っております。ちなみになんですけれども、この日曜日に、ある地域に、今後のお話をどのよう話をしていこうかということで、私も一緒に参加させていただきました。その中でどういった構成で行こうか、やっぱり若い方がいるといいなということで、皆さんが、私があの人に声を掛けようとか、非常に前向きな御意見を頂きましたので、また、ほかの地域においてもそのような体制と申しますか、流れになってくれればなというふうに思っております。特になければ、現在、他の分野でスマイルプランナーといった制度もございしますので、そういった方々で地域、山陽小野田市に非常に愛着のある、どうかしていきたいというようなお気持ちを持っておられる方にもお声掛けすることも考えていければと思います。

奥良秀委員 私もRMOのそういう講座をいろいろ受けた中で、その地域の人たちが、もう次にバトンタッチという形で、やはり引っ張り出さずにはいていただくというのが一番大事だと思いますので、その辺は一生懸命やっただいて、そういった人たちから、また新しく地域を引っ張っていただけるような方を作ってください、引っ張ってきた方がもう僕終わったからねって言うんじゃないくて、きちんと見守っていただけるような組織を

作っていただきたいと思うんです。今現状、まだ令和4年度ですからというような感じで言われているんですが、青写真的なものというか、組織図的なものというのは各地域で違うと思うんですが、大まかに何か考えられているものはありますか。

河上市民活動推進課長 これは、先ほど多くの委員がおっしゃるように、各地域でしっかりと話をさせていただき、その中で一番いい形というのを考えてまいりたいと思っております。例ということであるならば、国がこの地域運営組織の組織図を2とお示しております。一つが、それぞれの課題、解決に向けた部会を設置し、それぞれの部会がお互い課題を共有できるような上に総会というものを設置して運用している一体型の組織。それから、それぞれの課題解決に向けた部会をそれぞれの団体が引き受けて、かつ横の連携のつながりが強化できるような総会を設置する。この2とおりが示されております。ただ、これにするとということではなくて、それぞれの地域で事情が違うかと思いますので、その辺をしっかりと話させていただき、その地域に合った組織形成を推進することができればなというふうに思います。過程では必要であれば、他市の先進事例等も参考にさせていただきながら、一緒に共に考えてまいりたいというふうに思っております。

奥良秀委員 今この事業概要のところ、地域づくりに関する専門家の派遣とあるんですが、正に各地域によっては課題がばらばらとおっしゃいました。この地域づくりに関する専門家の派遣についても、いろんな問題がある中で、いろんなスペシャリストが多分いらっしゃると思うんですが、その辺の取捨選択というのは誰がどのように行われるんですか。

河上市民活動推進課長 先ほども申し上げました、この地域の皆様方のニーズによって変えてまいりたいというふうに思っておりますが、ここの地域づくりに関する専門家については総体的な地域づくりの在り方、あるいは組織形成等についての専門家を表したものでありまして、現在、長門市なんか先進的にこの取組を進めておられるんですけども、この地域の話合いの中にその専門家も随時入って、こういった形で形成するかなども指導しておられるようです。こういったものを含めながら、しっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

奥良秀委員 今回の説明であれば、その専門家の派遣というのは、あくまで令和4年度の地域運営組織の基盤を作るように持っていくような専門の方が入られるという認識でよろしいんですか。

河上市民活動推進課長 あくまで地域の方々が、それを要望されたらそれも考えてまいりたいというふうに思っております。

山田伸幸委員 問題は、それに至るまでに、やはり地域にそういう積極的にそれに取り組まれる方がいらっしゃればいいし、ある程度の認識を持っておられれば進むのではないかなと思うんですけど、そうならなかった場合、やはり市の職員が行かざるを得ないんじゃないかなと思っています。各地域が少しずつでも動き出したら、市の担当も複数以上配置していかないと手が回り切らない。担当の職員だけに重い荷が背負わされるということでは、結局は地域のほうも回らなくなってしまうと思うんですけど、今まで社会教育士とか、いろいろ案はありましたけれど、新年度、市の体制としてどのような体制を考えておられるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 まず今年度につきましては、市民活動推進課の中に地域運営組織推進室というのを設置しております。私も含めてなんですけども、ここの職員が中心となって地域の皆様方とお話をさせていただいているところです。来年度につきましては、地域交流センターの職員、あるいは今申し上げた地域運営組織推進室の職員が一緒になって、地域にお伺いをさせていただき、話を進めていければなというふうに思っております。あと具体的などころについては、今後その状況を鑑み、内部で協議してまいりたいというふうに思います。

山田伸幸委員 そこが一番大事な点なので、それをしっかり後で議論をしていきたいと思います。やはり地域での協議組織、これは地域経営の指針に基づきというので、それを作るまでの段階、その地域がこの問題をきちんと捉えて、市が描く方向に行けばいいんですけど、それをどのようにサポートするのがかなり大きなウエートを占めていくのではないのでしょうか。

河上市民活動推進課長 サポートということになりますと、先ほど申し上げましたような交流センター、あるいは我々、地域運営組織推進室の者が地

域にお伺いをさせていただき、共に考えてまいりたいというふうに思っております。ちなみに、先ほど日曜日にある地域でいろいろお話をさせていただいたということを御報告申し上げましたけれども、この地域においては、来年度、できれば1か月に1回はしたいなど。あんたも毎回来ておくれというふうなことを言われました。当然、お伺いさせていただきたいと思っておりますし、しっかりサポートというよりは、しっかり共に考えてまいりたいというふうに思います。

松尾数則分科会長 運営組織の説明を受けたけど、ただよく分からなかったという方が結構いらっしゃいましたね。その辺はゆっくり踏まえて。

山田伸幸委員 今委員長が言われたように、よく分からないというのが、地域の受け止めの率直なところかなと。だから、もう自分たちは終わったというふうな話をされたとは思っています。私も以前伺った視察先で、地域の公民館が中心になって、そのまちというか、その校区を盛り上げておられました。そこでは、特に人口問題に集中して、とにかく定住者を増やしていく、あるいは後継者を増やしていくといった活動が公民館と一体となって取り組まれているまちづくりをしておられたんです。やはりそういった理想は理想としてあるんですけど、それを担う人材育成ですね。後で議論するので、今ここでやったらいけないと言われても難しいんですけど、そういった先進事例があれば、それを積極的に見ていただく。ただ、これはかなり意識の高い人が見に行かないと、見せられても現実に自分たちには無理だなと感じられたら駄目だと思うんですね。実際に須恵校区でもほかの地域に行かれたそうなので、そこで出た感想をこの間お聞きしたんですけど、やってみたくなくなったかねって聞いたら、自分らにはちょっと重いなというふうに言われました。やはりお話をされた方が若い方で意欲に燃えておられる方、自分たちみたいにちょっと行ってみようかと思って、現実に自分たちがそれできるかなというふうに疑問を思われたようですね。だから、今後この理想形に向かっていく中で、非常にギャップがあるんじゃないかなと思っているんです。最初に大きな計画像を掲げられるのもいいんですけど、やはりぼちぼち進むというのも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 まず体制といったところについては、しっかりと内部

で協議させていただきたいと思っています。ただ、一緒になって考える職員のスキルアップというのは、当然必要となってこようかというふうに思っております。これにつきましては、次の審査事業の社会教育士の育成事業等にもつながってこようと思います。こういったことを踏まえて、地域の皆さんと一緒に考えていく、職員のスキルアップを図ってまいりたいというふうに思っております。

山田伸幸委員 そうじゃないんですよ。それを引っ張っていく職員も大事なんですけど、やはり地域の皆さんが自分たちもこういうふうになればできるんだという持っていき方、その辺をどのように考えているんだろうかということなんです。

河上市民活動推進課長 上手に持っていくようなコーディネート、コーディネートする職員のスキルアップをしていきたいというふうに思います。

川崎市民部長 補足をさせていただきます。今たくさん御意見いただいております、課長が御説明させていただいております、これから皆さんと御一緒に話し合いを進めながら、今から進めていくというところでございます。まだ地域の方がよく分からないという声が大変多くあるというところでございますが、それはそのとおりだと思います。これは、国でも進めておりますが、当然、簡単に皆さんが分かった、こういう方針で進めようという答え、方針がすぐに出るものではないと思っております。今の段階がよく分からないという疑問を感じていただいている、課題に気付いていただいているといえますか、まだ課題までも当然行ってないんですけども、よく分からないというふうに感じていただいていることが、今スタートラインだと思っております。これから、それを皆さんで話し合って進めていく、正にその過程の1段階目であると思っております。今回、当たっております市民活動の三つの審査事業、これは全て関連しておりますので、これらを含めて、みんなをうまい具合に取り合わせて進めていきたいと思っております。

白井健一郎副委員長 話を聞いていまして、私は地域運営組織というものに前向きであります。といいますのも、人口減少高齢化ということで、まず今後の行政規模の問題ですね。それから、これからの時代の行政と地域の役割分担の問題ということもあると思います。ただ、話を聞いていま

して地域課題というものは地域によって違っていると、それによって地域運営組織も変わってくるということでしたら、ちょっとあまりにも漠然としていて具体的なイメージが何もつかめないということがあります。ただ、今おっしゃられたように、それも地域住民といいますか、その地域の方々の一人一人の捉え方によって、これから作っていくんだという前向きなことであれば前向きに捉えたいと思います。やや具体性に欠けるのではないかと聞いていました。

河上市民活動推進課長 この日曜日のことばかり言って申し訳ないんですけど、この日曜日は、今後どういうふうに話をしていくかということを具体的に説明させていただき、会長を含めて皆さん「今回はよく分かった」とおっしゃっていただいたところです。ついては、今後地域においてより具体的な話をさせていただきたいと思います。当然これはあくまで例といいますか、こういった方向性の例でございますので、その地域によって変わってこようと思っております。それがまたより具体化、イメージが付きやすいように、先ほども申し上げましたように、先進地の事例等もしっかり紹介していただく中でイメージを持っていただくような方向性で話を進めていきたいなと思います。

山田伸幸委員 さっきから話を聞いていて河上課長の意欲とかはよく分かるんですけど、それがほかの職員が行っても同じように、地域の人との付き合い方、その辺のお話がきちんとできるレベルにあるのかどうか。河上課長以外が行かれた地域ではどんな話があったのか、その辺は分かりますか。

河上市民活動推進課長 私以外というか、私が全部出ておりますので、以外はないんですけど、私が職員という立場ではなくて、地域の違いというのは明らかにあるというふうに思います。どんどんやっていかなければいけないというふうに思っておられる地域もありますし、まだまだ大丈夫やろうというような地域があるのも事実でございます。

山田伸幸委員 私が率直に感じているのは、今までそれぞれの校区には自治協があり、ふるさとがあり、地区社協があり、中には婦人団体を構成しているところもある。そういった中で、以前あった第2層協議体というのが福祉サイドから持ち込まれて、それさえもままならない状態の地域が

あります。大井委員のところの赤崎校区では、何か前進的に取り組まれているという話も聞いたんですけど、残念ながら私のところではそういうふうにはなっていないなと思っている中で、今度改めてこういった地域運営組織というのが出てきて戸惑っておられるというのが率直なところだろうと思うんですね。矢継ぎ早に市からいろいろ持ってこられてもというのが皆さんの率直な御意見であると。私が決してあおったり否定的なことを言っているわけではありません。私も地域のことを考えれば、やはりみんながもっと積極的に地域に関わっていくことが、安定的な住みよいまちづくりに貢献できる、私もその思いで自分の自治会で頑張っております。ですから、地域というか、まず自分の自治会のことをよくしようという人たちが集まっているのが自治協という組織なんですね。もうそれだけでいっぱいという方もいらっしゃいますし、自分のスキルの中で精いっぱい頑張っておられる方もいらっしゃいます。ですから、そういう実態をよくつかまれてから行かないと、どんどんどんどん市が来られて矢継ぎ早にこういったものと言われてもついていけないというのがあるのではないかなと思っています。私も河上課長の話を書きまされたけど、やはりその辺で大丈夫かなというのが率直な印象なんですよ。いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長　まず御理解いただきたいのが、この地域運営組織というものが皆様の新たな負担ということではなく、皆様方の負担を軽減していこうということが目的の一つでございます。地域運営組織では、多くの方々が参画する中でということが定義にありますが、多くの方々が参画する中で、地域づくりの役割を分担し、既存の団体がつながり、事業を共に催すことによって、皆様方の負担を軽減していこうというものでございますので、その点については御理解いただければなと思っています。そして、その体制を作りながら、多くの皆様が参加地域づくりに参加しやすい環境を整えていきたいと思っています。

松尾数則分科会長　この審査事業26番というのは専門家の派遣、ワークショップの開催、先進地視察という内容の審査がありますので、地域運営組織という名前出ていますので、いろいろこういう話になってきたんですけど、この内容に関して質問はございますか。

山田伸幸委員　この項に関する意見なんですけど、やはりどうしても次の社会

教育士とリンクせざるを得ないと思っています。ですから、私は併せて議論したほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

松尾数則分科会長 併せるよりやはり項目で行きましょうね。最後には全体の話というのにも必要かもしれませんが、ちょっと先ほどの評価指標の説明を受けたいと思います。

西崎市民活動推進課長補佐兼市民活動係長 評価指標の説明でございます。コスト効率の評価の内容ですけれども、この企画課の評価の表からしますと、既にコスト削減が図られており、コスト削減の余地がない事業というのが3点でございます。3点が最高点ですね。コスト削減の余地がある事業、コスト削減をする余地がある事業につきましては1点ということで、私どもの地域運営組織の推進事業、コスト効率は3点とさせていただいておるところでございます。

大井淳一郎委員 今、口頭で説明いただきましたが、今後、別事業の他の妥当性、有効性の判断をするために必要だと思いますので、資料を委員会として請求していただければと思います。もちろん今すぐとかじゃなくて、ちょっと諮っていただけますか。

松尾数則分科会長 では、委員会で資料が欲しいということでお諮りします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしですね。資料をよろしく願います。ここで、55分まで休憩いたします。

---

午前9時45分 休憩

---

---

午前9時55分 再開

---

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行いたします。今まで話した中で、いろいろ御存じのとおり審査事業26、27、28というのは、地域運営組織関連事業として一貫した内容であります。行ったり来たりするのも大変ですので、審査事業27、28の説明を受けて、まとめて質疑をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）審査事業27の説明をお願いいたします。



河上市民活動推進課長 それでは、審査番号27番、社会教育士育成事業について説明をさせていただきます。131ページをお開きください。事務事業名は、社会教育士育成事業で、事業の概要は、地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域の皆様、団体、企業、行政等の多くの主体がつながり、ともに地域づくりを進めていく必要があります、そのつながりづくりや地域づくりの実践には、コーディネート役が必要でございます。資料の133ページをお開きください。社会教育士とは、令和2年度から始まった制度でございます。文部科学大臣の委嘱を受けた教育機関が実施する講習や大学で養成課程を修了した者が、社会教育士と称することができる制度でございます。社会教育の分野のみならず、福祉や防災、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりのコーディネートの役割を行っていくものでありまして、当事業では、この社会教育士の育成を図るものでございます。対象は、本市の現社会教育主事の資格を有する市の職員で、令和4年度は、そのうち2名の者を2科目4単位、補充受講させることにより、社会教育士として育成するものでございます。令和4年度の予算につきましては、当講習を現在において提供する場が確定をしていないことから、2名の者が東京で補充受講することを想定いたしまして、総額41万8,000円としております。内訳は、普通旅費37万円、研修負担金4万8,000円としております。財源は、繰入金・まちづくり魅力基金繰入金41万8,000円全額を充当することとしております。説明は以上でございます。続いて審査番号28番、地域交流センター運営事業について御説明を申し上げます。事務事業調書は、135から160ページまでとなりますが、それぞれの地域交流センター事務事業調書で方向性等については、ほぼ同じとなりますので、135、136ページの本山地域交流センターの事務事業調書で説明をさせていただきたいと思っております。事務事業名は、地域交流センター運営事業で、事業の概要は、令和4年4月1日から教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管するとともに、旧小野田地区の公民館と併設、隣接する福社会館を統合することで、多くの主体の利用を促進し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化、発展した地域交流センターを設置するものでありまして、当事業につきましては、この施設の管理運営を主とした事業となります。対象は、地域住民や地域団体の皆様、手段は、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉増進等の事業を行うものでございます。意図は、

多くの主体に利用いただき、その中でつながりづくりを進め、地域課題解決に向けた取組を地域の皆様とともに行うことにより、持続可能な地域社会の実現を目指すものでございます。活動指標については、多くの方々の利用を促進していく中で、徐々に利用の増加を図ることができればと考えており、コロナ禍ということもあり、なかなか目標数を掲げることは困難ではありますけれども、通常利用に近い令和元年度の利用実績者数を、それぞれの交流センターで10%増加していく目標数値を挙げております。また、地域課題解決に関わる講座等の開催については、現在の公民館でも行っているところではありますが、地域の皆様のニーズを把握し、また、課題を共有する中で、徐々に回数を増やしてまいりたいと考えております。予算につきましては、資料の161ページをお開きください。令和3年度の公民館及び統合する福社会館の管理運営に係る予算額及び令和4年度の地域交流センターの予算額を記載させていただいております。令和4年度の地域交流センターの歳出は、予算総額7,681万9,000円で、令和3年度と比較いたしますと、926万7,000円減額となっております。減額の主な要因といたしましては、本山、赤崎、高泊、高千福社会館の浴室廃止に伴う光熱水費の減額、赤崎公民館の夜間・休日管理と清掃業務の委託を民間業者から他のセンターと同様にシルバー人材センターに委託することによる業務委託料の減額。また、生涯学習推進事業は、引き続き教育委員会で行うこととしており、公民館で行っております講師謝礼の予算額423万9,000円は、教育費のほうで予算計上していることによるものでございます。また、増額分の主な理由、出合と厚陽になりますが、この2館については、現在、土曜日、日曜日の開館時間を9時から17時15分としておりましたものを、他の交流センター、現在の公民館の開閉館時間に合わせて、9時から22時にしたことによる増額でございます。また、センター全体にわたる運営費である地域交流センター一般管理費の増額は、廃棄物処分業務委託料を、現在の公民館では、教育委員会において市内学校と一体的に処分することで対応していたものを、今回、センター単独で予算計上したことによる増額でございます。歳入の総額は、749万1,000円で令和3年度と比較いたしますと、67万8,000円減額としております。減額の主な理由といたしましては、本山、赤崎、高泊、高千帆福社会館の浴室廃止に伴う浴室使用料の減額によるものです。一般財源の持ち出しは、令和4年度6,932万8,000円で令和3年度と比較いたしますと858万9,000円の減額。先ほど説明をいたしま

した教育費で計上しております、講師謝礼423万9,000円を換算いたしますと、435万円の減額となります。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。かなりのページとなります。質問については、ページを指定した上で質問していただきたいと思います。審査事業26、27、28全ての項目について質疑を進めます。

吉永美子委員 審査事業27の社会教育士育成事業というところで、令和4年度、5年度も2人ということですが、現在、社会教育主事は総勢で何人おられるんですか。

河上市民活動推進課長 現役職員でいいますと、市長部局、教育委員会事務局含めて計4人でございます。

吉永美子委員 2年間行われることで社会教育士になるということですが、この社会教育主事を増員する必要性はないんですか。

河上市民活動推進課長 社会教育主事を増員する方向性で考えております。この事業につきましては、教育委員会社会教育課で社会教育主事育成として予算計上させていただいております。

奥良秀委員 関連です。何人まで増やす予定でしょうか。

河上市民活動推進課長 何人ということは決めておりませんが、今地域の課題は多岐にわたっておるところでございます。市民活動あるいは教育委員会社会教育課での社会教育士としての資格の活用というのは当然でございますけれども、他の分野におきましても、この知識、経験というのは生かされると思っておりますので、継続的に教育委員会と連携しながら進めてまいりたいと思います。

奥良秀委員 確かに何人と決めてしまうと、そこが固定職になってしまいますので、そういうふうにとんどん増やされればいかなと思います。133ページの(1)がそういったことなんですが、この(2)は運用され

る御予定はあるのでしょうか。（発言する者あり）133ページの社会教育士育成事業の3番「社会教育主事との関係」の（2）を運用される予定はあるのでしょうか。

河上市民活動推進課長 民間の方々でもこれを受けることができるので、民間の方々も受講していただくことがあれば大変ありがたいと思っておりますけれども、現在、市の予算を計上して育成する、養成するということは考えておりません。

奥良秀委員 あくまでここは載せているだけであって、今運用するつもりはないと。もし運用というか、新しく民間から出される場合は、自分たちでお金を出して取って、逆に市に協力してくださいねというスタンスでよろしいですか。

河上市民活動推進課長 そのような方向性で現在は考えております。

大井淳一郎委員 自治体職員が社会教育士を名乗る前提として、社会教育主事になっておかなきゃいけないということでもよろしいのでしょうか。プラスという書き方なので。

河上市民活動推進課長 令和2年度からこの制度が始まっております。それ以前は社会教育主事みの資格でございましたけれども、令和2年度以降につきましては、3の（1）のところになりまして、そもそもの社会教育主事の講習を受けることによりまして、社会教育主事プラス社会教育士両方の資格を有することができるというふうになります。

大井淳一郎委員 今後は社会教育士というカリキュラムがあって、それを受ければ自治体職員はそのまま社会教育士になれるということですね。社会教育主事にならなきゃいけないというわけではないんですね。

河上市民活動推進課長 委員おっしゃるとおりでございます。社会教育主事につきましては、養成課程を修了した後に教育委員会が辞令を発令することが必要でございますけれども、市の職員がこの社会教育士養成課程を受ければ、自動的に社会教育士を称することができますので、委員がおっしゃるとおりでございます。

山田伸幸委員 この社会教育士の受講というのは、東京以外では受けられないんでしょうか。例えばZ o o mで受けるとか、そういった形でのカリキュラムというのはないんでしょうか。

河上市民活動推進課長 現在、この養成課程を受ける場所がまだ確定いたしておりません。参考までに、今年度、近隣で実施されたところを申し上げますと九州大学、岡山大学、島根大学が場を提供してくれたというふうに思います。また、今コロナ禍でもありますので、そういったことも提案されるかもしれませんけれども、まだ来年度の予定が全く決まっていということで、現在ちょっとお答えしかねます。

山田伸幸委員 御存じなら教えていただきたいんですが、宇部市ではもう10年以上前から市民センターということで公民館を名乗らずに、そういうことをやっているんですけど、宇部市ではこういった社会教育主事の配置というのはどのようになっているか御存じですか。

河上市民活動推進課長 市民センターでの配置は存じておりません。教育委員会におきましては、社会教育法上、社会教育主事を置くということになっておりますので、宇部市教育委員会には社会教育主事が配置されているものと思われまます。

山田伸幸委員 私は、各公民館に社会教育主事がおられて、その上に公民館長がおられて、公民館長の指示の下、社会教育主事が様々な社会教育を行っていくという図式を認識しておったんです。残念ながら、そういった形は本市においても取られてきませんでした。今後は社会教育士が地域交流センターの運営にも携わっていくという考え方でいいでしょうか。

河上市民活動推進課長 山田委員おっしゃるとおりでございます。しっかりと地域交流センターと連携しながら、指導助言に対応してまいりたいと思います。

大井淳一朗委員 山田委員の言われたことと関連するんですが、想定とすれば社会教育士は地域交流センターに張りつくというイメージではなくて、各地域交流センターを回りながらコーディネートしていくという認識な

んでしょうか。

河上市民活動推進課長 大井委員のおっしゃるとおりでございます。本庁部局に設置し、しっかりと地域交流センターと連携しながら対応してまいりたいと考えております。

大井淳一郎委員 先ほどの事業で協議いたしました地域運営組織でも、この社会教育士は入っていくという理解でよろしいでしょうか。

河上市民活動推進課長 それが大きな目的の一つでございますので、しっかり地域運営組織、地域の今後の課題解決に向けた話合いの中にも加わらせていただければと考えております。

大井淳一郎委員 年齢構成なんですが、今後のことを考えれば、この社会教育士にはそれなりに長く活躍していただく必要があると思うんですが、年齢構成的にはどのような想定をされているのでしょうか。

河上市民活動推進課長 先ほど4人いるということで御報告申し上げましたけれども、50代が2人、40代が1人、30代が1人でございます。できるだけ若い年代の社会教育主事から受講させたいと考えております。

山田伸幸委員 私は、以前から各公民館に職員を配置して、その職員の成長の上でも地域の皆さんと色々な活動を一緒にするべきだと言ってきたんですけど、それに近い形がようやく実現するのかなという期待を持っております。というのも、やはり地域の皆さんと交流した職員というのは、本庁に帰っても地域の皆さんのいろいろな思いを知っておられるので、よく言う悪い意味での公務員的な対応には絶対にならない。やはり地域の皆さんの顔をしっかりと思い浮かべられれば、本当に地域の皆さんが求められる事業にも積極的に絡んでいける。本来の公務員らしさが発揮できる職員に私はなっていくのではないかなと思っているんです。そういった養成という意味も含めて、若い職員がそういう資格を持って地域の運営に当たっていくというのは非常に大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 今後の地域の取組も踏まえて、しっかり協議を深めて

まいりたいと思います。

松尾数則分科会長 ちょっと確かめておきたいんだけど、社会教育士の資格を持っている人を普通は採用する。ただ、今回は市の中で養成していこうということなんですね。

河上市民活動推進課長 今回、私どもで予算要求させていただいているのは、現在の社会教育主事の有資格者に対してです。新たに社会教育主事を養成していくのは、教育委員会の社会教育課で計上させていただいております。

松尾数則分科会長 社会教育士の資格を持っている人を入れるというわけじゃないんですね、基本的には。（「はい」と呼ぶ者あり）了解です。

福田勝政委員 社会教育士は地元の人が優先なんですか。それとも、他の県の人ですか。

河上市民活動推進課長 この事業の対象は、市の職員かつ社会教育主事の有資格者でございます。

福田勝政委員 市の職員じゃなければいけないわけですね。

河上市民活動推進課長 市の職員でございます。

福田勝政委員 分かりました。

白井健一郎副分科会長 社会教育主事について、続いてお尋ねします。社会教育主事はたしか大学で何単位か取るだけでなれるものだと思うんですね。単位を取ればいいわけですから、その学部にいればそれほど難しくないハードルですよ。そんなに単位数も多くなかったと思います。それに加えて、社会教育士は大学に行って4単位ということは、1科目か2科目取ればいいということですね。ただ、社会教育士の役割はコーディネーター役で、非常に難しいわけです。私はコーディネーターに少し携わっていたことがあるんですけど、要は大学の単位を取るだけでは、まだ初心者といいますか、入口の段階で、研修がとにかく必要になってくるわけ

です。もちろん研修負担金という形で、研修に関してもこれからしていくと思うんですが、やはりその社会教育士を教育していくという視点を是非持っていただきたい。そうでないと、やはり初年度からばりばり働いてもらうわけにはなかなかいかないだろうと思うわけなんです。それが1点です。続けていいですか。

松尾数則分科会長 はい、いいですよ。

白井健一郎副分科会長 それから地域交流センターに話を移しますが、私はこれに関してちょっと不満を持っています。なぜかといいますと、地域交流センターに関して、前回の12月議会で条例を通しましたが、そのときに地域運営組織の話が当然出ました。ただし、副市長も何度も地域運営組織と地域交流センターを切り離して、取りあえず地域交流センターは従来の公民館の機能に地域課題解決のためとか、市長部局に移すとか、言ってみれば交流センターに若干の変容を加えたものを作りたいんだという印象を受けたんですよ、そのときは。そうしたら、ここでいきなり地域運営組織のための、地域課題解決のためのセンターとして、地域交流センターがあるんだということをずばりと言われましたよね。あのときの答弁は何だったんだろうということを少し思っています。それについて何かありますでしょうか。

古川副市長 今回の2点ございまして、おっしゃるように、社会教育主事は資格を取ったからすぐ右から左に社会教育主事、社会教育士として業務が遂行できるというふうには考えておりません。したがって、社会教育主事、社会教育士を取得のために受講させるにも、ある程度それにふさわしいような職員に当然受講させまして、今後、社会教育士として業務ができるように進めていくようになるかと思えます。それと、先ほど来、今後どういう計画があるかというのは当然、人が財産でございしますので、国も今から人を育てることが日本の生きる道だということも言っております。ある程度、今後も計画的に社会教育士の資格取得はしていく方向では考えております。それと、2点目の地域交流センターについてですが、12月議会の議案はあくまでも公民館を地域交流センターという組織替えの条例でございました。そうした中で、その地域交流センターの役割、また、どういう体制か、どういうものかというのを中心に説明させていただいたわけでございます。今のこの予算も基本的には地



域交流センターの推進事業の予算でございまして、その中で、いろんな委員もおっしゃいましたが、RMOは各地区で温度差もあるでしょう。そうした中で、徐々に芽生えていくように、今後、今おっしゃいましたような社会教育士を中心に進めていくというような説明をさせていただいております。以上です。

松尾数則分科会長 審査事業28も含めて、質問はありますか。

大井淳一郎委員 12月議会で地域交流センターの議案可決ということで、それに併せて議会側も附帯決議を出させていただいております。御承知だと思いますので、決議文を読み上げませんが、この附帯決議を受けて執行側はどのように取り組んでいっているのかについてお答えください。附帯決議はありますか。（発言する者あり）ちょっと1点ずつ確認しましょうね。1点目は、社会教育の推進に重要な役割を果たしてきた公民館の機能を維持するとともに、地域課題の解決に向けた体制づくりを全庁的に進めることということですが、これに対してどうですか。

河上市民活動推進課長 まず、社会教育の推進につきましては、先ほども少し予算のことを説明させていただきましたけれども、現在行っている公民館の講座の講師の予算については、地域交流センター化した後も社会教育課の社会教育費で計上しておりますので、社会教育の推進は今後も担保され、そして、より推進されるものというふうに考えております。あと、この地域課題解決に向けた各課の連携に伴うものについては、現在、調整中でございますけれども、地域課題の関係各課との横の連携をしっかりとつないで作っていかうということで、庁内のそういった組織形成も現在調整をしているところでございます。

大井淳一郎委員 せっかくなので、附帯決議について確認していきたいと思えます。持続可能な地域社会の実現を図るという地域交流センターの設置目的に沿う公共性の担保に留意した運営については、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 当然、公共施設でありますので、そういったものを踏まえて、様々な細かい技術的な面も今取決めをしているところでございます。

大井淳一郎委員 次に、公民館の利用者や関係団体などに対して地域交流センターに関する丁寧な説明を行い、理解を得ることについてはどうですか。

河上市民活動推進課長 これにつきましては、ちょっと遅くなっておりまして、皆様方に変御迷惑をお掛けしているところでもあります。一部は1月の終わりぐらいから始めましたけれども、現在の公民館運営協議会というのは、現在の公民館の運営に関わる御意見を賜る場になりますけれども、その構成されている方々が自治協、あるいはふるさと等、大きな団体に構成されている組織でございます。この中で説明させていただいているところがございます。また、必要に応じてといいますか、いろんな大きな団体の集まる場についても機会を頂いて説明させていただいているところがございます。あと、できれば今週中に現在の公民館の利用者の方々についても、チラシを配布することとしておりますし、また、2月15日の市の広報でも、この件を掲載させていただいているところがございます。

大井淳一郎委員 最後ですが、更なる地域の活動拠点として位置づける以上、早期の予算措置を含め、利用者にとって使いやすい施設の整備に確実に取り組み、利用促進を図ることについては、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 それが今回の予算案となります。特にハード的な面でございますと、今この審査事業の対象とはなっておりませんが、安心安全に利用していただくよう老朽化しておりますキュービクルの改修を行うこととしております。また、公民館運用において非常に古いコピー機を使っておりまして支障が出ている館もございますので、コピー機の更新、あるいは区分開閉器の更新、地域交流センターの予算ではないんですが、地域交流センターを多くの方々に利用していただくため、和式トイレをできるだけ洋式化していきたいということを考えております。こちらのほうにつきましては、小型自動車競走事業特別会計における地域公益事業で予算化していただきまして、来年度につきましては、3館ほどトイレの洋式化も進めてまいりたいというふうに考えております。

山田伸幸委員 今ハード面のことがありました。これは市民活動にも関わってくると思うんですが、残念ながら市民活動推進センターというのは置かれていないんですけれど、実際に今、公民館で活動している団体等にこ

ういった問題は残念ながら積極的にまだお知らせをされていません。そういった利用者への説明というのは、どのような形で行われようとしているのでしょうか。

河上市民活動推進課長 遅くなっておりまして、大変御迷惑お掛けしております。もうチラシの案ができておりますので、できれば今週中に、現在の公民館を通じて利用者の方々にチラシを配布していただき、周知を図ってまいりたいと考えております。

山田伸幸委員 それとハード面の整備ですね。例えば、利用者が多いのに駐車場が足りないとか、須恵は公園の中にある公民館で、休憩施設としても利用しておられる方が随分おられるんですね。だから、そういった皆さんが気軽に立ち寄れるような、例えば足元をきれいにしてから入るとかいろんなことが必要だと思っているんですけど、そういった地域の要望があれば、改修等も行われる予算が含まれているのかどうか。その点はいかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 今回、先ほど申しあげました公民館運営協議会に、私も参加し交流センターの説明をさせていただき、それに対する御質問、御意見等も頂いたところです。そもそも現在の公民館のハード的な問題、課題等、あるいは要望等もたくさん頂いたところでございます。ついては、これをしっかり認識させていただき、限られた予算なので、全てできるとは考えておりませんが、順位づけをしながら順次改善等を図ることを検討してまいりたいと思います。

山田伸幸委員 それと地域の公民館によっては、先ほど老朽化という問題がありました。以前から課題になっていた出合公民館には外階段があつて、これが使われないのにそのまま放置されている問題や、ほかの公民館で雨漏りがあったり、エアコンの効きが悪かったり、そういったものはもう全部チェックが済んでいるのでしょうか。

河上市民活動推進課長 これについては、現在、所管をしております教育委員会の社会教育課が把握しておりまして、その課題についてもしっかりと引き継ぎをさせていただいておりますので、私どもといたしましてもしっかりと課題を持ちながら、今後の対応についても検討してまいり

たいと思います。

大井淳一郎委員 この度のセンター化によって、浴室が使えるところ、使えないところ関係なく閉めるわけですが、それに対する利用者、管理人みたいな人がいたと思うんですが、それらの関係者に対する説明は併せてされるのでしょうか。

河上市民活動推進課長 この浴室の廃止に伴うものにつきましては、福祉部サイドでございますので、大変申し訳ありませんが、回答を控えさせていただきます。

大井淳一郎委員 そちらの説明をするように申し送りをしていただければと思います。ハード面に入ります。浴室関係を閉鎖することによって、スペースができるわけですが、これをそのまま置いておくのか、それとも災害時に何か活用するとか、どのような方針を今立てられておりますか。

河上市民活動推進課長 委員おっしゃるとおり、そのスペースをちょっと今後検討していかないといけないと思っております。これについては、今後、地域運営組織と地域の課題を考えていく中で皆さんと話し合いをさせていただくようになろうかと思っておりますが、この辺も課題の一つとして、どのようなものかというのを皆さんとともに考え、そして、それに向けた改修等を研究、検討してまいりたいというふうに思います。

奥良秀委員 河上課長と社会教育課の方が一緒に今、協議会を回られているというのは聞いております。そういった中で、4月からこの交流センターが動き出すんですが、そういったものの使用に関する規程等はもう出来上がっているのでしょうか。

河上市民活動推進課長 ここの部分につきましても、公民館運営協議会に出席をさせていただく中で、様々な御意見を頂いたところでございます。これらを踏まえて、庁内でおおむねの合意は形成できたところでございますので、最終決定の手続をしてまいりたいと思っております。

奥良秀委員 もう3月に入っております、民間団体などが使用の許可申請を出してきているんじゃないかとは思いますが、その許可がいつから下

りるのかというのは、どのようにお考えですか。

河上市民活動推進課長 3月末までに申請をされる4月以降の利用については、現公民館の基準をもって対応させていただいているところでございます。また、4月1日以降受付をさせていただく中では、新たな基準に基づいて受付等をさせていただきたいと思っております。

奥良秀委員 今は現行の公民館の仕様でやられて、4月から様子を見ながら交流センターで考えながら変更していくという考えでよろしいですか。

河上市民活動推進課長 もう4月1日からは、確実な基準を内部で設けまして対応してまいりたいと思っております。

奥良秀委員 ですから、4月から使おうと思う場合は、もう3月に申請するわけですね。申請するのであれば、その基準というのは公民館の基準で申請していいということですね。もう4月からの規程ができていますよと言われるのであれば、その公民館の規程と新しいセンターの規程というのは、全く同じということよろしいですか。

河上市民活動推進課長 公民館の規程と地域交流センターの規程は違いますので、今まで公民館で利用できなかった目的のものについても地域交流センターでは受けることもありますので、対応が違ってこようと思っております。

大井淳一郎委員 奥委員が言うのは、使うのは4月以降に使うんですよ、申請は3月末だったら公民館の規程をと言われるけど、使うときに基準だと思うんですよね。4月から使うときに公民館の基準で使うわけじゃないので、極端なことを言えば、4月から民間団体、営利団体も可能じゃないですか、限定された形ですけど。その人たちが4月以降にスムーズに使える、あるいは乱用というか、おかしいことにならないように基準をもっと早く作るべきじゃないかという意味で、多分質問されたと思うんですがどうですか。

河上市民活動推進課長 失礼しました。早急に決裁を取って、最終決定に努めたいと思っております。

大井淳一郎委員 先ほどの附帯決議の公共性の担保等の絡みにもなりますが、営利活動も可能だと言われても無制限であってはいけないと思うんです。その辺の基準も含めて、今作られていると思うんですが、どのような形で歯止めというか、制限を掛けていくんでしょうか。

河上市民活動推進課長 この営利につきましては、現在内部で取決めをしておりますのが、市内の個人若しくは企業というふうに考えております。これは、本市の産業振興というのも、やはり地域づくり、まちづくりの大事な大きな柱というふうになりますので、その目的を持って利用していただくということで考えております。

大井淳一郎委員 市内の企業であれば、特に限定はないんですか。そこも気を付けないといけないと思うんですが。

河上市民活動推進課長 市内の企業、あるいは個人であれば、特に特別なものは設けるつもりはございません。

大井淳一郎委員 いや、ちょっとそこは慎重に考えないといけないのかなと思うんですよね。ちょっと言い方は悪いですけど、公共的な施設じゃないですか。それが企業の拠点になり得る、商売する拠点になり得るということで、あまりにもそれを歯止めのないまま進めてしまうと、既存の団体との絡みも出てくるし、ちょっといかがですか。イメージ的には商売することを認めるんですか。

河上市民活動推進課長 その辺が地域の方々が優先的に利用できるように、地域の方々の利用申請の受付を2か月前から、そして、一般の方々は1か月前からとしておりますので、その辺で差を付けて、優先的に地域の皆様に利用していただきたいと思っております。

山田伸幸委員 よく閉店した店舗なんかを使って今まで行われてきた、無料の配布物で人を集めて、そこで催眠商法ではないですけど、高額な商品を売り付けるみたいな商売の形態があります。もし、これが公民館でされれば、公民館という安心感だけで今まで警戒していた人たちがそれに入ってきてやしないかという心配があるんですけど、そういった利用形態もあり得るんじゃないでしょうか。いかがですか。

河上市民活動推進課長 市内の事業者はそういったことはないと思っておりますけれども、市内の事業者と限定することによって、そういった情報もしっかりと認識がしやすい。また、不明な部分については、何らか消費センター等の情報がございますので、そこと連携をしながら許可してまいりたいと思います。

山田伸幸委員 恐らく利用申請は、市内の個人のメンバーがされると思うんですね。地域交流センターの職員で、それが分かるのかどうなのか。そういった情報がいち早く届けられていないと、そういった利用をされてしまって、結局はセンターを利用されると。地域の公民館として存在していたところでやっているんだから大丈夫だろうという安心感につながることをおそれているんですよ。それがどのようにして守られるのかということなんです。私の知っているところで、コーヒーセットをもらってきた、枕をもらってきたと喜んでいるけど、明くる日に行ったら、結局20万円の布団を買わされたみたいなことになることもあるんですよ。その辺での歯止めをきちんとしておかないと、そういった催眠商法というのは非常に巧みですので、店をやっている1週間経ったらもうあっという間に消えていくというようなことで行われていますので、これはもう市の責任として、そういったところに貸さないような対応が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

川崎市民部長 今、御意見を頂いた点については、内部でもこの基準を作るに当たって随分議論したところでございます。実際にセンター化している他市のこういった基準も全部取り寄せて、随分協議をした上で、今案を作っておるところでございます。ある程度、やはり限定的にすべきところもあるだろうというところで、例えば、今の一般の会社、商店等の参入については、産業振興による観点というところで市内に限定しようといったところもしております。今言われた催眠商法についても、随分私たちは実は懸念をしていたところでございます。実際、他市の先進地事例を見ますと、実際のところではそういう参入や事例は少ないというか、ないというふうには聞いています。ただ、絶対にゼロと限ったことでもないと思いますので、その辺りはこれからセンターの職員が現場でそういった申請の対応をするに当たっての考え方とか確認の仕方というところを、これから今後、4月1日に向けてセンター長の方々にその辺りの

研修もしっかりしていきたいと思ひますし、本当にそういったことの参入につながりそうな事例と思うような場合には、すぐ市民活動推進課にも連絡していただいて協議していきたいと思ひております。場合によっては、この基準の見直しということも必要であろうかと思ひております。御心配いただいたところに関しては、きちんとしっかりと現場と情報共有しながら、公共性の担保が保てるように行っていきたいと思ひております。

大井淳一朗委員 あと利用形態というか頻度ですよね。要は、極端な話で2か月前から仮押さえという形で、毎日ぱっと押さえっていくような形が続くのであれば、ほかの利用者の制限にもつながりますので、その辺の回数の頻度も総合的な判断の基準に考えなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 2か月前というのが地域の皆様で、一般は1か月前です。回数の問題は、今のところ検討しておりませんが、またそういった事例があったら研究してまいりたいというふうに思ひております。特に独占的な利用というのは、当然避けていかなければいけないというふうに思ひております。部長が申し上げましたように、先進事例をいろいろ研究しておりますけれども、他市においてそういった事例はないというふうに聞いております。現状を鑑みながら、しっかりとまた研究してまいりたいと思ひます。

山田伸幸委員 今、私自身も利用させていただいておりますが、1週間に一回で月4回までという制限があるんですけど、民間の場合もそれを適用されるということでしょうか。

河上市民活動推進課長 回数の制限というのは、この規程の中で設けていなくて、現在の公民館の運営上、独占することによって他の利用の妨げになるといった場合において、公民館独自でお願いさせていただいている基準でございます。したがって、先ほど申し上げましたように独占的な利用にならないよう、たくさんの方が利用があった場合には、地域交流センターの中で運営基準を作って対応させていただきたいと思ひております。



山田伸幸委員 それと、今の公民館クラブ等の皆さんの利用状況からすると、音の面で非常に気を付けておられると感じているんですね。私は音楽をやっておりますけれど、なるべくほかの方に迷惑を掛けないように配慮しております。例えば、いろんな民間の会社が商品展示会という場合には、音楽を掛けたり、戸を開け放してにぎやかさを演出したりということがあろうかと思うんですけど、そういった面での利用はどうなるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 山田委員がおっしゃるように、音が出る、周りに影響が出るような場合、現在の取組はほかの団体とのバランスを考えながら部屋割りをするとか、時間をずらして利用していただくとか、お願いをさせていただいております。ついては、他の民間等が利用される場合についても、当然ほかの皆さんのこともしっかり考えながら運用あるいは許可ということで対応していくようになるかと思えます。

大井淳一郎委員 営利団体が地域交流センターの館内を使うイメージが強いと思うんですが、それ以外に館の周りの敷地内を使って、例えばキッチンカーとか移動販売とかも入ってくる可能性があります。そういったことも想定した形で基準は作られるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 駐車場等の利用をする場合も当然考えられると思えます。共有部分については、この条例等で特に使用料の基準は設けておりません。ただ、共有部分を占有して使用する場合は、当然、使用料を頂くようになりますが、現在の行政財産使用料の規定を用いて料金を頂くこととなります。

山田伸幸委員 須恵公民館の場合、先ほど言ったように隣接する公園があります。これからお花見シーズンになってくると、今言ったようなキッチンカー若しくは移動販売を希望する方が出てくるかもしれない。そういったときに基準をやっぱりきちんと持つておかないと、もう対応できなくなるんじゃないかなと思うんですよ。その辺をきちんと想定されることが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 例えば、その当日に須恵地域交流センターにおいて、大きな事業があつてたくさんの方々が来られるといった状況であるなら

ば、当然その共有スペースとなりますので、貸出しを許可しないということも考えられますし、別の場所に変えてくれというふうなお願いもさせていただくようになろうかと思えます。いずれにしても、そのときの状況を鑑みながらその現場で対応していくことが必要となろうかというふうに思っています。その点についても、しっかりセンター長と話をさせていただきながら進めてまいりたいと思えます。

奥良秀委員 その権限の話ですが、地域交流センターともう一つ何か複合的な附属しているところもあると思うんですが、そういったところの権限は施設長が取られるのか、それともセンター長が取られるのか、どちらに権限があるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 小野田地域交流センターと市民館のことだろうというふうに思いますが、小野田地域交流センター、それから厚狭地域交流センターについては、建物の所管が市民館と総合事務所となりますので、基本的な施設の管理はそれぞれ市民館、複合施設になります。当然、今回、小野田公民館運営協議会でもいろいろ御意見等を頂いたんですけども、地域交流センターとしてなかなか使いにくいという御意見を頂きましたので、地域の皆様が利用しやすいような環境を、市民館であれば文化スポーツ推進課と協議をしながら進めてまいりたいというふうに思えます。

奥良秀委員 許可をするところがやっぱり一つでないとなれば誰が最終的に責任を持つのかということもなります。センター長なのか、施設長なのか、今の説明ではよく分からなかったもので、その規程をきちんと決めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 ちょっとセンター長と市民館長が、それぞれ1人ずつ就くのかとかいったものについては人事案件になりますので、お答えができかねますけれども、いずれにいたしましても双方が連携して地域の皆様方が利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思えます。

奥良秀委員 人事案件ということは分かるんですが、やはり許可を出すときに共有スペースでも同じような施設のところでどちらが出すのかということぐらいは決めておかないと、Aさんはいい、Bさんは悪いと言った場

合にはもめごとが起きると思うんですよね。だから、その辺はきちんと決めていただきたいんですが、もう一度ちょっとお願いします。

河上市民活動推進課長 当然、地域の方々が利用される場合につきましては、地域交流センターになります。

奥良秀委員 どんどん使用する頻度が増えていって、地域交流センターが盛り上がっていけば一番いいんですが、そういった場合に市の職員の人員はどのようにお考えでしょうか。増やされる予定でしょうか。

河上市民活動推進課長 状況を鑑みて協議してまいりたいと思います。

奥良秀委員 どの状況で増やしていくかどうかという基準も決めていかなくちゃいけないと思うんですが、その辺、御検討される余地はまだあるのでしょうか。

古川副市長 組織体制につきましては、今、緒に就いたばかりですので、現行の体制で進めていきますが、奥委員をはじめ全ての委員から御指摘がございますように、これが動き出せばどんどん地元も動く、行政も動くような形になってくると思います。そうしたら、当然それに対応するような体制は作っていくような形になろうと思います。ですが、この4月からは交流センターが緒に就いたばかりですので、取りあえず現行の体制で進めるような形になろうかと思っています。

松尾数則分科会長 少し休憩したいと思います。5分まで休憩します。

---

午前10時55分 休憩

---

---

午前11時5分 再開

---

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審議を続行いたします。その前にちょっと確かめておきたいんですが、151ページ、これは厚狭地区の地域交流センターの内容なんですが、事業概要において、「あわせて福祉会館を統合すること」とあります。これはどういう意味ですか。

河上市民活動推進課長 大変申し訳ありません。これは誤りでございまして、冒頭で申し上げましたように、旧小野田地区で隣接、併設している福祉会館でございます。大変申し訳ございません。

松尾数則分科会長 川崎部長、議案の審議ってこんな程度なの。地域交流センターは重要な案件でしょ。

川崎市民部長 申し訳ございません。全ての11のセンター、同じ考え方で進めていくというところで、事業概要は合わせるということをちょっと優先し過ぎて同じ文言を入れてしまいました。やはり山陽と小野田では福祉会館部分については違いがありましたので、ここはきちんと山陽のほうには適切な言葉を入れるべきでございました。大変申し訳ございません。

松尾数則分科会長 委員からの質疑を続けます。

吉永美子委員 令和4年度から初めてやる事業ですので、いろんな疑問点はあると思います。それは分かります。そんな中で進めながら、こうしていかないといけないということが出てくれば、また進めていただきたいと思うんです。先ほど事業者が入ってうんぬんということで先進地をいっぱい勉強されたと思うんですけど、あえて聞かせていただきたい。これまで、公民館法に縛られていたところが放たれて違うことができるようになる中で、先進地でこの地域交流センターにすることによって、こういうメリットがあると実感したことがあれば、一つでも事例を挙げただけならと思うんです。

河上市民活動推進課長 やはり当初からの目的であります多くの方々の利用が可能となったというのが、大きなメリットであろうと思っております。他市の事例で、ちょっとデメリット的なところを併せて申し上げますと、この地域交流センター化によって、社会教育、生涯学習部分の衰退があったというところもございました。これを鑑みながら、両方がしっかりと運営ができるようなところの先進地を研究する中では、今回のように予算案について、それぞれ管理は市長部局、そして、公民館講座の講師謝礼等については教育費で計上しているという先進事例がありましたので、それを参考にしております。

山田伸幸委員 今の休憩中に、たまたま山陽総合事務所の所長がおられたので、この話をすると、もうキッチンカーといったいろんな業者がたくさん申込みに来ていると。しかしながら、総合事務所の駐車場は利用者のための駐車場だから、みんな断っているという話があって、これが想像ではなくて実際にそういったことが行われております。そうしたときに、やはり十分なスペースのない公民館などでは、申込みを受けてもできないわけです。一方で、厚陽とかかなり広いスペースがあれば、受けていくこともできると思うんですけど、やっぱり統一した見解があってしかるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 専用駐車場を含めた共有部分の占用につきましては、先ほど申しあげましたように、他の利用の妨げにならないというのが大原則であろうというふうに思いますので、状況を鑑みながら許可の判断をしていくこととなります。

山田伸幸委員 私はどうしても須恵のことを考えてしまうんですけど、須恵の場合は駐車場が非常に狭いです。そうしたときに、いつも断る必要がないときでも断らざるを得ない状況になってしまうんじゃないだろうかと。やはり公民館に来られる方は、展示物を見られる方もいらっしゃるし、先ほど言ったように休憩で入られる方もいる。そういった中で、どうしても公民館の駐車場を短時間であっても使われる方が多い場合があるんですね。そういったときにキッチンカーとか物品販売のものが入っていると、使用できなくなってしまうおそれがあるわけですよ。そういった点で、それぞれの現場が判断せよと言われてもなかなか難しいんじゃないかなというふうに思うので、事前に公民館ごとの状況をよく調査して基本的な見解を持っておくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 共有につきましては、センター長等に新たな方が決まった段階でしっかり研修を設けたいというふうに思っておりますし、4月1日以降についても、毎月一回、今でも公民館長会議というのをしておりますけれども、同様な形でセンター長会議というのを行う中でいろんな課題の共有をしてまいりたいと思っております。先ほどから申し上げておりますように共有部分については、他の利用の妨げになるよう

なおそれがある場合については、許可しないというのが大きな基準であろうというふうに思います。部屋の利用については、12月にも申し上げましたけれども、まだまだ空きスペース、空き部屋があるという中で利用は可能だと思っております。ただ、これがいっぱいになり、地域の皆様が利用しにくいような状況が発生するようなことがあれば、運営についても柔軟に対応、検討してまいりたいというふうに思います。

山田伸幸委員 空きは確かにあることはあります。しかしながら、公民館を利用している皆さんにとっては、同じ利用者というのは顔なじみでもあるわけですね。いつも公民館で出会う人、それが全然違う業者が入ってくると違和感を持たれる方も随分出てくるのではないかと思うんです。そういった中で、既存の利用者に理解してもらわないと利用促進に逆行することが出てこないかというおそれがあるわけですが、いかがでしょうか。

河上市民活動推進課長 非常に顔なじみになっているという大変すばらしいお言葉をおっしゃったんですが、地域交流センターでは多くの方々が利用することによって、顔なじみ、つながり、新たな人のつながりも構築できればと思っております。ついては、その辺を御理解いただくためにも、今後もしっかり周知を図ってまいりたいと思います。

大井淳一郎委員 公民館運営協議会の話がありました。このセンターに移行した後は、どのような組織で進めていくのでしょうか。

河上市民活動推進課長 地域交流センターを今後、運営していく上でも、地域の方々の御意見をしっかり聞く中で運営していくことが非常に重要だというふうに思っております。ついては、現在の公民館運営協議会と同様若しくは拡大したような協議会、組織を地域の皆様に御協力いただく中で構築してまいりたいというふうに思っております。

山田伸幸委員 もう少し分かりやすく言っていただけないですか。

河上市民活動推進課長 要は、もう公民館運営協議会をそのまま地域交流センターで引き継ぐというような考え方でいきたいと思っております。

奥良秀委員 事業概要のところ、先ほど会長も言われたんですが、福社会館を統合することによってということで、地区社協等は福社会館で今までやられたと思うんですが、今後、地区社協の集まりなんかも交流センターで行われるようになるんですか。

河上市民活動推進課長 地区社協がここで活動されるということであれば、当然ここで活動していただければと思っております。

山田伸幸委員 小野田校区の場合は、福社会館というのは中央福祉センターにしかなくて、須恵の場合は福社会館というのはあるにはあるんですけど、実際にそこで会合することはなかなかありません。先日、ふるさと祭りが行われたときも、ここをメインの会場にするような形の使われ方が一番多く、通常の会合というのは全て公民館の会議室等で開かれているわけです。今までだったら、福社会館が別のものとしてわざわざ玄関も別にしてあるわけですね。福社会館が今度は法律の適用外になるわけですね。そういう考え方でよろしいでしょうか。

河上市民活動推進課長 福社会館も地域交流センターとして、同じ一つのものとして運用していくようになります。公民館については、社会教育法の中で運用していくということになりますけれども、地域交流センターは、講座等については当然社会教育法の考え方を基に進めていくようになりますので、利用制限については個々の規定を外すということになります。

山田伸幸委員 分かりやすく言うと、福祉センターは水曜日が休みという規定があって、水曜日に使ってはいけないことになっているんですね。しかし、他が埋まっていたら、そこを使わざるを得なくなるんですけど、その日は休みだから使ってはいけないというのが、今後は一切なくなるということでのよろしいんですね。

河上市民活動推進課長 当然、一つの施設でございますので、現在の公民館が開館しているところは、全て現在の福祉センターも同様の開館時間となります。

白井健一郎副分科会長 先ほど他市の事例を見て、地域交流センターに公民館から移った場合、社会教育分野において衰退したとおっしゃいましたが、

そのことについて教えていただけませんか。

河上市民活動推進課長 講座等が少なくなったということでございます。

大井淳一郎委員 講座が少なくなった要因はどこにあるんでしょうか。人間的なものでしょうか。利用者の減でしょうか。

河上市民活動推進課長 すみません。そこまでは認識しておりませんが、なかなか予算を一本化する中で運用が困難になったのではないかというふうに思います。

山田伸幸委員 そこははっきりしているんですよ。そのセンター長なりが社会教育という観念がなくなるんですよ。それが最大の原因ですよ。だから社会教育の場として、このセンターをはっきり位置づけされていれば、必ず1か月に一回の教養講座なりを持ち続けられるんですよ。ですから、その点できちんとそういう施設でもあるんだ、これも継続するんだということがセンターの所長にきちんと位置づけられ続けることが必要だと思うんですが、その辺どうでしょうか。

河上市民活動推進課長 方向性といたしまして、センター長は教育委員会、社会教育課の併任辞令を出す計画としております。

山田伸幸委員 辞令の問題ではなくて、やはりそういった社会教育施設も継続しているんだということで、はっきりとそういう場が必要なんだという意識づけがそれぞれの施設長になればなくなってしまいうんですよ。だから、そういった意識づけが継続していくかどうかということをお聞きしたんです。

川崎市民部長 そこにつきましては大変重要なところだと思いますので、総合教育会議でも御意見いただきましたし、議員の皆様からの附帯決議でもいただいた大変重要なポイントだと思っております。それを踏まえて、この度、地域交流センター化後もそういった社会教育生涯教育に係る講師謝礼等の予算は引き続き教育部局に付けておりますし、センター長へ社会教育の重要性というところは引き続きしっかり研修で行っていきたいと思っております。



松尾数則分科会長　そこは、やはり教育委員会との横の連携と言われているんです。それがきちんとされていないといけない部分だと思いますので、そこを忘れずに取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、それは大丈夫でしょうか。

河上市民活動推進課長　しっかりとつながりを持って、教育委員会と一緒にこのセンターの運営を指導、助言してまいりたいと思います。

白井健一郎副分科会長　その点に関してなんですけど、センター長のこの指導力というか意識というか、そこではない。だから、私は山田委員とはちょっと意見が違います。私はそういう講座というのは、何かこういうのをやってみたいという市民の盛り上がりがあって、それを教えてくれる講師が見つかって場所はどこにするみたいなどころもあったりというのも一つの形態だと思っています。私は公民館を結構利用していますが、講座は利用していないものの、高千帆公民館内の図書館とか利用して様子は結構分かっているつもりです。もちろんそういう市民からの高まりというのが正に地域社会の盛り上がりと一体化なものですので、そういうのを大切にしていただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

河上市民活動推進課長　これは社会教育の分野なので、私が答えるのもおかしいかもしれませんが、講座関係についてもしっかりと市民のニーズを把握する中で、企画運営を社会教育課と一緒に考えてまいりたいと思います。

奥良秀委員　資料の中に各センターの支出内訳が出ているんですが、厚狭と小野田は委託料がないんですね。これはどういう理由でしょうか。

河上市民活動推進課長　厚狭と小野田については、主たる管理運営については、小野田は市民館、厚狭は総合事務所についておりますので、この部分が地域交流センター費としてはないということになっています。

奥良秀委員　人件費ということによろしいですか。

河上市民活動推進課長　管理運営です。光熱水費といったものです。

山田伸幸委員 教養講座のことは、私もいつも館長とよく話をしていますので、分かっていますけれど、毎年1月頃に来年度はどういう教養講座をしようかと頭を悩ませておられて、例えば何月に今年は気象の問題をやってみよう、今年は歴史の問題をやってみようというのを、ほかの館の事例を見てこの館でもこれを取り入れてみようということで、館長が必死になって考えておられる姿を毎年目にしているんですよ。その中で、私に協力要請があれば、快くお受けして協力しているんですけど、これが館の実態かなと思うんですけど、ほかの館はどうなんでしょうか。

河上市民活動推進課長 講座の関係は、先ほどから申し上げております教育費なので社会教育課の分野になりますので、ちょっと私がお答えするのはおかしいかもしれませんが、今、公民館長会議というのを社会教育課所管でやっておると御報告申し上げました。この中でいろんな情報交換、どういった講座をやっている、どういった運用をしておられる、あるいはどういった悩み事があるというのを各館長が出し合い、解決に向けて共有するというような方向性がありますので、センターになっても今後そういったものを継続してまいりたいと思います。

吉永美子委員 159ページのところで、センター長会議及び主事会議というのが挙げられているわけですが、ここには執行部も参加をされるということでしょうか。

河上市民活動推進課長 当然、私ども市民活動、そしてソフトの面については、教育委員会社会教育課が所管になりますので、この2課が連携しながら出席していきたいと思います。

吉永美子委員 それでは確認です。こういった会議を随時行っていくところで、各センターが抱える問題や課題を共有うんぬんとあるわけですが、議会が出した附帯決議や総合教育会議で出ている御意見をしっかり執行部が伝えていって、より良いものにしていただく。社会教育の衰退という懸念がゼロではないわけですから、そういったことをきちんとされる会議にさせていただけると認識を持ってよろしいですね。

河上市民活動推進課長 社会教育の衰退は、本市では予算の所管等をしっかりとするためないと考えておりますが、いずれにいたしましても双方が地域

づくり、社会教育、生涯学習の推進が図れるよう、しっかりとセンター長に指導、助言等してまいりたいと思います。

吉永美子委員 私の質問に対して答えていただけてないと思います。議会が出している附帯決議、教育委員会の総合教育会議の中で御意見が出ている、そういったことを踏まえて御出席して助言いただけるということによろしいですかと申し上げたつもりです。

河上市民活動推進課長 大変失礼しました。当然、その辺の方向性についてもしっかりと伝え、指導、助言してまいりたいと思います。

奥良秀委員 今回の質問に関連するんですが、このセンター長会議というのは、どういう位置づけというか、議事録を作ったりといったことはされるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 議事録でもいろいろございまして、一言一句載せる部分と、重要部分なところを載せていくというのがありますけれども、少なくとも後者の部分はしっかり作って残してまいりたいと思います。

奥良秀委員 今からできて走っていく中で、いろんな課題が各地域センター長から出てくれば本当に活性化していいものができていくのかなと思いますし、市民はもとより議員もやはりきちんとそういうものを見ながら、地域の発展のために、ある程度公開していただきたいと思いますが、公開をされる御意思等はおありでしょうか。

河上市民活動推進課長 全体に公開するかどうかはともかくといたしまして、しっかりと残す、要は公文書となりますので、その公開の請求があった場合には公開させていただくようになろうかと思っています。

奥良秀委員 最後に、前回の連合審査委員会等で言わせてもらったことをちょっと確認させていただきます。今後、今まで以上にこのセンターという施設は、いろんな市民の方たちがいろいろ考えながら使われるとは思いますが、よりよい地域交流センターを作るために、もし市民、使用者の方々が手狭になったりといった声が上がったならば、柔軟に対応していただけるというお言葉を頂きました。それで間違いないでしょうか。

河上市民活動推進課長 しっかりそういった問題の解決に向けて柔軟な姿勢で取り組んでまいります。

山田伸幸委員 社会教育士の資格取得が新年度は2人、来年度2人、もうこれで終わりなんでしょうか。

河上市民活動推進課長 今現在、社会教育士の有資格者については、これで終わりとなりますけれども、令和2年度以前に大学でこういった課程を取っておる者が入庁した場合等については、この事業を実施することも検討してまいります。

山田伸幸委員 私は、こういった職員が各センターに張りついて地域運営組織のコーディネートを行っていくと聞いていたんですけど、これを見ると非常に限られた人数で各センターの運営を行うということになるんでしょうか。

河上市民活動推進課長 センターの配置ではなく、本庁側の配置ということで地域のほうにお伺いをさせていただき、コーディネートさせていただくことになろうかと思えます。ただ、この者だけではなく他の職員においても、地域づくりに関わることをしっかり学び、コーディネートができるような体制も整えていければと考えております。

山田伸幸委員 もう随分前の話ですけど、群馬県に太田市というところがありまして、そこに視察に行ったときは、各公民館に保健師が配置をされて地域の健康を見る、あるいは地域の様々な行事と一緒に参加して、地域の健康づくりにも寄与するということが行われておりました。また、これは最近ですけど、島根県のある町に行ったときには、それぞれの公民館に職員が配置をされて、まちづくりだけじゃなくて、移住定住の皆さんをコーディネートする業務を担っておられましたが、そういった特色あるものではなくて、これは単に地域運営組織のコーディネートですから、それは張りつかないで市役所において、そういった業務に当たるということでしょうか。

河上市民活動推進課長 地域交流センターで配置するものではなく、本庁部局

に設置して指導、助言を行うという体制でございます。

山田伸幸委員 そのようなやり方では、なかなか地域との協働というふうにはいかないのではないかなと思っております。先ほども、その配置の仕方について議論がされたように、やはり同じ釜の飯を食うというのが、私はお互いの成長のためにも、信頼を得る上でも非常に大切になってくるのではないかなと思うんですが、今の説明だとそうではないと理解してよろしいのでしょうか。

河上市民活動推進課長 地域に配置することで、地域の方々と様々なものが共有できる、思いが共有できる部分は確かにございます。我々、本庁の職員についても、そこにいきなり配置はできませんけれども、しっかり地域に赴き、いろんな会議や事業等にも参加する中で地域のことを知り、共有ができるような努力をしてまいりたいと思います。

川崎市民部長 社会教育士のセンターへの配置という点につきましては、今現在は課長が申しました考え方で進めていくこととしております。ただ、今後、各地域で地域運営組織、この組織が具体化され活発化していったときには、今言われたような各センターに社会教育士というものが配置されるのが当然理想であると思っております。そういった地域運営組織の今後の活発状況を見ながら、その辺りの将来的な配置については、その時点でいろいろ関係部署とも協議していきたいと思っております。

吉永美子委員 もう出尽くしたようなのでお聞きします。いよいよあと2週間程度になりましたけれども、看板の作成は間に合うのか、またその看板の除幕式的なものがセンターごとでされるのかどうか、お聞かせください。

河上市民活動推進課長 看板設置につきましては、12月議会で補正予算を議決していただきまして、ありがとうございます。この3月末、4月1日に向けて設置ができるように準備しておるところでございます。それぞれのセンターで日にちは違いますが、おおむね今月中に完了する予定としております。また、除幕式については今現在考えておりません。

松尾数則分科会長 質疑がなければ、26、27、28の審査事業についての質疑はこれで終わりたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）5分ほど時間を空けて、45分から再開したいと思います。じゃあ一旦休憩します。

---

午前11時38分 休憩

---

---

午前11時45分 再開

---

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行いたします。続きまして、審査事業29番につきまして審査をいたします。執行部の説明を求めます。

山本生活安全課長 それでは、審査番号29番の空家等の適正管理の補助事業について御説明いたします。資料の163ページを御覧ください。事務事業調書に基づいて御説明します。空家等対策については、空家等対策計画に基づき取組を進めているところですが、今後も空家等の数の増加が見込まれ、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念され、引き続き空家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要があります。一方、空き家は個人所有の財産ですので、所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくことが大切であることから、所有者等の負担軽減を図るための各種補助金を交付することにより、空家等対策を進める事業が空家等の適正管理の補助事業です。令和4年度は、三つの補助事業について予算計上しています。まず一つ目が、令和元年度から引き続いて実施している老朽危険空家等除却促進事業補助です。制度、申請手続については資料の166、167ページを御覧ください。当該補助事業の目的、趣旨は、倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却、解体を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、老朽危険空家等の除却を行う所有者等に対し、除却費用の一部を補助する制度です。対象の空き家は、年間を通して使用実績がない常時無人な状態の主に居住のための老朽危険空家等で、老朽危険空家等とは不良度の測定基準表の評点の合計が100点以上であることを要件とします。補助金交付対象者は、老朽危険空家等の所有者又は相続人、所在する土地の所有者又は相続人で、補助金額は補助対象経費の3分の1、上限は50万円としています。資料1

67ページは、申請から補助金交付までの流れで、相談があった際に、詳しいパンフレット、申請書類などにより相談者へ丁寧に御説明いたします。資料は、令和3年度のチラシですが、令和4年度も同様の内容で実施したいと考えています。令和3年度の実施状況は、資料168ページのとおりで、令和3年度は固定資産税納税通知書にチラシを同封したことにより、相談件数、申請件数が大幅に増加しました。令和4年度も引き続き固定資産税納税通知書にチラシを同封し周知するよう準備を進めており、令和4年度は10件の補助金交付を目指し、予算額を500万円とし、今年度と比較し2倍の予算を計上しています。続いて、空き家の利活用補助金として、空き家バンク登録物件を対象とした空き家改修補助及び空き家家財道具等処分費補助の二つの補助制度に取り組みます。まず、令和3年度に引き続いて実施する空き家改修補助ですが、制度、申請手続については資料169、170ページを御覧ください。空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、空き家バンクに登録されている物件又は登録されていた物件を購入又は賃貸借する契約を締結した個人に対し、住宅用として建物の性能の維持及び向上に係る改修を市内の施工業者に依頼して行う工事費用の一部を補助する制度です。補助金額については、移住定住対策にもつながるよう、空き家に入居する世帯が市外から転入される場合と市内転居の場合で補助率に差を付け、15歳未満の子育て世帯の場合とそうではない場合で上限額に差を付けています。資料170ページは、申請から補助金交付までの流れで、相談があった際には、申請書類などにより相談者へ丁寧に御説明いたします。次に令和4年度から新たに取り組む空き家家財道具等処分費補助について、資料171ページを御覧ください。目的、趣旨は、空き家の利活用促進及び空き家バンクの登録促進で、空き家バンクに登録されている物件を対象に、空き家に残る家財道具等を処分するための費用の一部を補助する制度です。補助金額は、補助対象経費の2分の1、上限10万円とし、業者は山陽小野田市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することを条件とします。制度の周知については、対象となる空き家が空き家バンク登録物件ですので、その所有者へ案内するほか、市広報や市ホームページに掲載するとともに、山陽小野田市一般廃棄物収集運搬業許可業者には個別に案内したいと考えています。以上が事業の主な内容ですが、当該事業の指標について、資料163ページ、事務事業調書を御覧ください。活動指標として、三つの補助事業の補助件数を掲げています。老朽危険空家等除却補助は10件、空き家改修補助は2

件、空き家家財道具等処分費補助は5件をそれぞれ目標として掲げています。それを踏まえ、令和4年度に向けた評価としては、成果は拡充、コストは拡大としています。予算については、資料164ページに記載しているとおり、老朽危険空家等除却促進事業500万円、空き家改修補助150万円、空き家家財道具等処分費補助50万円を歳出予算に計上しています。また、老朽危険空家等除却促進補助金については、特定財源として国庫支出金である社会資本整備総合交付金を活用します。事業費500万円の5分の2に当たる200万円を歳入予算に計上しています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わったんですが、もう定刻でありますので、ここで一旦休憩いたします。

---

午前11時53分 休憩

---

---

午後1時 再開

---

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審議を続行いたします。次は、審査事業22番の説明を求めたいと思います。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、資料の115ページをお開きください。審査番号22番、多胎妊産婦支援事業について御説明します。まず、資料の文字の訂正でございますが115ページの右側の意図のところ、単胎の「胎」が「体」という文字になっておりますが、受胎とかの「胎」に変えていただけたらと思います。それでは説明に移ります。この事業は、母子保健法第13条に基づき実施するもので、多胎妊婦に対して妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより、心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して子育てができるように支援するものです。対象者は、多胎妊婦で、双子や三つ子などを妊娠されている妊婦さんです。手段は、妊婦健康診査受診補助券の追加交付です。現在、全妊婦に対して14回分の妊婦健康診査補助券を交付しておりますが、これに5回分を追加で交付いたします。県外へ里帰り出産をされる方についても償還払いで対応いたします。116ページを御覧ください。特記事項に記載しておりますとおり、多胎妊娠は統計的に100人に1人程度と言われていることから、当市では5人と見込み、予算を計上しており



ます。令和4年度は、3部複写の健康診査補助券50人分の印刷製本費を計上しております。それに加えて、健康診査委託料及び県外で受診された場合の助成金を合わせて13万9,000円を要求させていただいております。多胎妊娠は、単胎に対して追加で生じる心身などの負担が大きいのと言われていたことから、現在も面談や訪問などにおいて、その負担軽減に努めているところですが、健康診査補助券の追加交付により、経済的な負担軽減等も図ることで、母子ともに安心して出産に臨めるように支援していきたいと考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

吉永美子委員 5回分を追加しますという説明を受けたところですが、5回分の検査の内容をお知らせください。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 多胎妊婦健康診査の検査項目ですが、問診及び診察、血圧、体重測定、尿科学検査となっております。委託料は3,760円の予定です。同じものを5回分というふうにしております。

山田伸幸委員 出現率と言うんですかね。100人に1人ということですが、最近の傾向として多いんですか、それとも少ないんですか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 最近の当市の実績でございますが、平成29年度が5件、平成30年度が4件、令和元年度が6件、令和2年度が2件、令和3年度は1月末時点で3件となっておりますので、当市の妊娠届出が400件弱ぐらいというふうに考えておりますので、特に増えているということはないと思っております。

奥良秀委員 今回の統計で質問ですが、届出というのは出産された届出でしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 妊娠届出の数でございます。途中で転入されてきた方は含まれておりません。

奥良秀委員 今の数え方は、女性の方が妊娠されてお腹の赤ちゃんの人数を数えられているのか。それとも、出産された方が双子だったり三つ子だったりということ数を数えられているのでしょうか。どちらでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 妊娠届の時点での件数です。

奥良秀委員 多胎の場合、妊娠中にいろいろな検査をされると思うので、単胎の方よりもかなりデリケートになってくると思うんですが、そういった医療を行うところは山陽小野田市内にはあるのでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 医療機関につきましては、産科の医療機関というのは市内に市民病院と労災病院の2か所あります。ただ、多胎につきましては、医療リスクが高くなりますので、途中で紹介転院という形で山口大学附属病院に行かれる方が多い現状になっております。

奥良秀委員 そういった中で、費用がどのぐらい掛かるか調べられていると思うんですが、費用的な面を見てこのぐらいでいいのかなというところがあるんですか、他市もこのぐらいの金額なのでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 費用につきましては、多胎の方の場合は本当に幅がありまして、私も実際に多胎の方のヒアリングをさせていただいたんですけども、14回分の補助券だけで足りたという方もいらっしゃるし、全然足りないという方もいらっしゃいますし、生まれるときでもリスクが少なく生まれる方もいらっしゃるし、超低出生で生命の危機があるような状態で生まれてくる方もおられますので、お金に関しては、幅があり過ぎてお答えすることが難しいかなと思います。

吉永美子委員 5回分の追加ということですが、どういう考え方で5回の追加になっていますか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 考え方としましては、補助券14回分の中で、大体どの週で1回受けなさいというふうなのが決まっているんですよ。初めの頃は4週間に1回ですとか、途中から2週間に1回、後期になると1週間に1回というふうになるんですが、多胎の方は、

その間でもう1回来てくださいというようなことがあるかと思っておりますので、そのときに出して使えるようにというふうなものをイメージしております。実際には、途中から管理入院になる方が多く、ある程度早い時期から入院される方が多いので、そのことも考えまして5回分追加助成ができれば足りるのではないかといいところから考えております。

吉永美子委員 定員が多いということがあり、山陽小野田市民病院は産科に特化して他の病院にないような取組をされていると思うんですが、市民病院でも多胎の方が出産されているケースはしっかりありますよね。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 市民病院に問い合わせたときには、多胎の方が分かったときには、山口大学附属病院に紹介することが多いというふうには聞きましたが、全員かどうかとか、市民病院で扱われているかどうかというのは確認できておりません。

山田伸幸委員 コロナが問題になっているんですけど、妊娠されておられる方がコロナにかかったというような実例はないでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 妊婦がコロナにかかったことがあるという話は耳にしております。

松尾数則分科会長 質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは続きまして、審査事業23の執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、資料の117ページをお開きください。審査番号23番、スマイルエイジング薬局事業について御説明します。事業概要につきましては、119ページの資料を御覧ください。この事業は、本市が推進するスマイルエイジングに向け、市が認定した一定の取組を実施する薬局をスマイルエイジング薬局に認定し、地域の健康拠点を増やすことで、市民の健康づくりを身近な地域でサポートできる体制を構築するものです。また、この体制を構築するに当たり、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大との連携により推進体制を強化するとともに、健康づくりに関連する医療保険関係団体とも協働しながら事業を実施していく予定です。先ほども申しましたが、一定の取組

を実施する薬局をスマイルエイジング薬局として市が認定します。その認定要件の概要及び取組例を資料中ほどのスマイルエイジング薬局の下の四角の中に記載しております。認定要件に関しましては、現在、市薬剤師会、山口東京理科大学とも最終的な調整段階ですが、15前後の要件を考えているところです。その主なものは、市民に対して薬のことはもちろんですが、健康保持増進に関する相談にも応じていただくこと。また、簡単に健康状態が確認できる血圧計や体重計等、市民が自分の健康状態を知るきっかけとなる健康機器を何か設置していただくこと。また、健康に関するイベントの実施や、スマイルエイジング薬局に駐在する薬剤師の資質向上に向けた研修の受講。その他、行政との連携体制を構築する取組として、毎年11月に開催している健康フェスタへの参加やSOS健康・情報ステーションへの登録、また、健康相談等から把握した気になるケースの情報提供、行政主催の地域ケア会議等の会議等への参加などを考えているところです。また、目印となる、のぼりやステッカー等を掲げていただき、スマイルエイジング関連の事業や健康情報を積極的に市民へ周知していただくとともに、本市がスマイルエイジングを進めていくということ自体の啓発も行っております。それら啓発により、市民にスマイルエイジングというフレーズ自体が浸透していくことも期待しているところです。市の役割といたしましては、市広報、ホームページ、チラシ等でのスマイルエイジング薬局のPRを行うこと。また、のぼりやステッカーなどのPR資材や健康に関するパンフレット等の提供を行います。さらに、スマイルやエイジング薬局で企画される健康イベントへの協力や、気になるケースの情報提供を受けたときの対応等を連携して行います。また、山口東京理科大学については、市薬剤師会のボトムアップにつながる教育的な支援や健康関連のイベントへの協力をさせていただきます。そのほか、医師会や看護協会等の健康づくりに関する医療保健専門職団体についても、必要に応じて協力をさせていただきます。これらの取組を行いながら、スマイルエイジングが目指す市民の健康寿命の延伸を目指していきたいと考えております。活動指標及び成果指標につきましては、資料の117ページにお戻りください。活動指標としてスマイルエイジング薬局数、そして、その薬局が実施する健康づくりのイベントの実施数を成果指標としております。この事業に伴う予算については、資料の118ページを御覧ください。令和4年度予算のうち、主なものは消耗品費73万6,000円で、これは主にPR資材、ポスター、チラシ作成等の費用です。通信運搬費と合わせて

総額74万5,000円となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

山田伸幸委員 スマイルエイジング薬局の目標で、令和4年は15か所というのですが、実際に市内にはどれぐらいの薬局があるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現時点で45か所と聞いております。

大井淳一郎委員 その45か所ある薬局が基本的に対象だと思うんですが、声の掛け方とすれば、薬剤師会を通して掛けていく形になるのでしょうか。イメージとすれば、病院、クリニックに隣接している薬局のイメージがあるんですが、どのような形で周知していくのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まずは薬剤師会を通しての周知になろうと考えております。その他、細かい内容につきましては、個別に対応していく形になると思います。

大井淳一郎委員 今後の展開によると思うんですが、薬局かどうかというのは判定しがたいところがあります。市内にはドラッグストアが結構ありますが、そういったところにも声を掛けていくのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現時点では調剤薬局が対象となっております。

大井淳一郎委員 別事業になるのかもしれませんが、ドラッグストアの活用も検討していただければと思います。

山田伸幸委員 119ページの説明で、健康器具の設置と言われたんですが、具体的にどういったものが考えられるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 先ほどの説明と重なりますが、身近なものとしては血圧計だとか体重計、場所によっては体脂肪計だとか、体組成計を用いられるようなところもあるのではと思います。健康器具というよりは、スマイルエイジングの一つの柱が「知る守る」です。市民の方が

自分の健康状態を知るきっかけとなる一助となることを目指しております。

山田伸幸委員 私がよく行く薬局は、薬剤師が窓口で薬剤の受渡しの際にいろいろなアドバイスなんかもされて、ちょっとした気遣いが非常に役に立っているんですけど、一人一人の薬剤師のスキルによっても変わってくるんですよ。健康に対する意識づけというのが市民にも徹底できていくんじゃないかなと思うんですけど、どういったことをするのかということは、こういった薬局の皆さんと事前に話とかをされているのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 相談内容はまだ具体的にどこまでという範囲は決めておりませんが、事業化するに当たって、約1年半から2年かけて、市薬剤師会、山口東京理科大学と常時協議を行ってまいりました。その上で、どの辺りを薬剤師に求めていくか、その研修については山口東京理科大学がフォローするという辺りのところまでは決まっております。

白井健一郎副分科会長 スマイルエイジング薬局事業に関しては、もちろん健康づくりの面からもそうですが、山口東京理科大学がうちの市にはあるということで、まちづくりの観点からも非常に有意義ではないかと思っています。質問ですけども、スマイルエイジングでいろんな事業をされていますが、一つの成果、例えば数字で出せるものが何かあるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 スマイルエイジングはかなり広い概念でございますので、これをどのように評価をしていこうかというところは、庁内でも協議を行っているところです。ただ、何らかの評価指標がないと評価ができないということで、この辺りが来年ぐらいには定まるのではないかと考えております。ただし、全体事業の評価はそうでございますが、スマイルエイジングの中には幾つもの事務事業が含まれておりますので、事務事業の一つ一つの評価を行うことである程度の成果も見えてくるのではなかろうかと考えております。

山田伸幸委員 このスマイルエイジングの中に、山口東京理科大学の研修受入

れというのも入るんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 その辺りも現在協議を行っており、その研修を認定の一つの要件にしようかというような話もしているところでございます。

吉永美子委員 先ほど調剤薬局が対象と言われましたが、調剤薬局というのはどのぐらいございますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 45か所と聞いております。

吉永美子委員 分かりました。45か所ある中で25か所を目指すというのはどういう意味でしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 初年度は15か所を目指すというところですが、この数字につきましては、認定要件を細かく決めているところで、一人薬剤師の薬局では難しいような要件も若干含まれております。ですから、その時点で初年度目指すのは難しいだろうという薬局が幾つかある。それも含めて、この目標値というのは薬剤師会と一緒にどこを目指すかというのを決めた数が大体10か所ちょっとなら、それをもう少し上回る15か所を目指すということで目標値を設定しております。

吉永美子委員 私は25か所ということについて聞いたつもりです。25か所を目指しておられるというところを聞いたつもりです。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 年次的に増やしていきたいということで、2年間かけて準備すれば、あと10か所ぐらいは増えるのではないかとということでここも薬剤師会との協議で決めておる数字でございます。

吉永美子委員 先ほど一人薬剤師のところはなかなか難しいというお話があったんですが、45の中で薬剤師さんが一人しかいないところが何か所あって、将来的にはどこまでを目指しておられるのかお聞かせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 申し訳ございません。一人薬剤師さんの数は把握しておりません。新規の事業でございますので、初年度の状況、2

年度の状況を見ながら、また課題が出てくると考えております。その中で、どのような形がいいのか検討していきながら、なるべく市内の調剤薬局全てに、健康に関わっていただける体制を取りたいと考えております。

吉永美子委員 薬局側に立ったとき、スマイルエイジング薬局に認定されることでのメリットをどのように捉えていくのかお知らせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この事業の発想の大本になる一つでもあります。もともと薬剤師会というのは、調剤薬局、掛かりつけ薬局の機能だとか、また市民に気軽に健康の相談に応じてもらえる場所として、機能していくようにというようなものが求められておりました。ただ、なかなかそれが周知できない。どうやったら周知していけるんだろうというような課題を薬剤師会も持たれていたということが1点。それと、薬局でいろいろな健康相談を受けるに当たって、さっきの研修の機会だとか、例えば地域で何か事業を行うときのノウハウだとか、その辺りが薬剤師会としても課題になっていた。これを行政だけでなく、理科大も一緒に行うことで、お互いの課題がそこで解決していくふうになるのではないかとというふうに考えております。言葉足らずでしたけれども、そこをスマイルエイジング薬局とすることで、今度は市が大々的に薬局でそういう健康相談ができますよ、こういうイベントがありますよ、もっと身近に気軽に利用できるんですよということを周知していくことで、薬局がもっと身近な存在になるのではないかと考えております。

山田伸幸委員 薬局の取組の中で健康講座というのがありますが、これは薬局で行われるわけではないと思うんですけど、これはどういう形で実施されるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 これも想定にはなりますが、薬局でのミニ講座というのもあり得ると考えております。また、例えば公民館とかを会場にして、複数の薬局が一緒になって行われるというようなことも想定できると考えております。

奥良秀委員 健康講座のことがあったんですが、私が行っているところでも山口東京理科大学のコロナに対する資料を誰でも持って帰れたりといった



ことがあるので、多分こういったこともそういう講座の一つになっていくのかなと思います。118ページのPR資材の提供とあるんですが、これはどういったものを想定して予算を組まれているのでしょうか。

大海健康増進課課長補佐兼健康増進係長 消耗品として考えているのが、のぼりとかタペストリーとかというような、スマイルエイジング薬局というのが周知できるようなものを考えております。それにつきましても、薬剤師会とも協議中ですので、しっかり市民に周知できるものを検討してまいりたいと思います。

奥良秀委員 多分のぼりだろうなと思ったので、お願いがあります。いろいろと市のほうでのぼりを提供して、いろんな事業の方たちに立てていただいているんですが、風が強くてすぐ破れたりします。やっぱり長く愛着を持って使えたほうがいいのかなと思いますので、もうちょっと補強していただいて、その辺はまた研究していただきたいと思います。

大井淳一郎委員 これまでの答弁でも言われておりましたが、市民が掛かりつけ薬局とかを持つ意味で大事なものは、こういうのを作って、市民をどうやって巻き込んでいくかということが重要だと思うんですが、周知するとは言われましたけれども、市民にとっても身近な薬局であるためにどうしていくかということが今後の課題だと思うんですが、重ねての答弁になるかもしれませんが、お答えいただければと思います。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 周知についてということでお答えさせていただければ……

大井淳一郎委員 もちろん周知方法もですけど、イベント等を通じて、このようなものを周知するだけではなくて、市民にとっても参画というところが大きいですけど、やっぱり何かしら広げていかなきゃいけないと思うんですよ。そういったことについて何か方策があれば教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 参画の前にはなりますが、まずは敷居を低くしていただいて、どんどん薬局に気軽に入ってもらえることで、市民に薬局がすごく身近に利用できる場所だというふうに認識していただくということが、まず1点目になろうかと思います。参画というところに行

くまでは、少しステップを踏まないといけないかもしれませんが、例えば薬局で健康相談だとか、教育だとかいうふうなものを行う中で、例えばボランティア的な存在が出てこられたりとか、そういうふうな広がりもできるのではないかというふうに思っております。なかなか一般市民までの参画は時間が掛かるかもしれませんが、先ほど説明に加えましたが、例えば医師会とか、看護協会とか、そういう団体にも御協力いただくことで、その体制の輪を広げていくというようなことも考えていますので、その辺を地道にやっけていながら市民参画も狙っていききたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 健康推進員の活用も考えられると思うんですが、今の実態というか、健康推進員の活動状況等も含めて教えていただければと思います。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 健康推進員は、現在おられる人数としては200人を超えているというところにはなっております。ただ、実際の活動ができていらっしゃる方というと、人数としてはかなり減少してしまうというのが実情です。地域での主な活動としましては、まずは御自身が健康について学んでいただくというところと、それを身近な方に広めていただくというところ、それから各校区での活動として推進員たちが集まられて、その地域でできる自主的な活動、例えば講師を呼んで自分たちが学びの場を作られたり、ウォーキングをされたりというところ、それから各公民館でやっている健康体操も健康推進員が主体的に関わってやっていただいているという実情です。

山田伸幸委員 健康フェスタは一堂に会してということで、なかなか今の御時世ではやりにくかったんですけれど、例えば、その中の活動の一環として、これは開いているというのが前提ですけれど、スタンプラリーのようなことをされて地域に開放するというのもあるかなと思ったんです。ただ、日曜日は必ず閉まっているのでできないんですけれど、そういった健康フェスタへの参加が地域の薬局の開放につながっていくんじゃないかと思うんです。そういったことは考えておられるんでしょうか。単にイベントに来て協力してもらおうということでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 フェスタ自体、コロナ禍ということもあって、

どういう在り方がというのを検討しております。その中で、おっしゃられましたようなことも含めて、どういうふうな参画になるかというのは検討してまいりたいと思います。

松尾数則分科会長 質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ質疑はこれで打ち切りたいと思います。23番は終わりました、24番に入りたいと思います。執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは資料の121ページをお開きください。審査番号24番、がん患者医療用補整具購入費助成事業について御説明いたします。この事業は、がん治療に伴う脱毛や乳房切除等により、ウィッグや補整下着等の補整具を購入する費用の一部を助成することで、がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図り、QOL、これはクオリティオブライフの略で、生活の質や人生の質という意味ですが、その向上及び社会参加の促進を社会参加を促進することを目的としております。123ページをお開きください。資料の中ほどになりますが、本事業の対象者は、申請日時点で本市に住民票があり、がん治療による脱毛や乳房切除により、ウィッグや乳房補整具等を必要としている方、また、現在、山口県が実施しているアピランスケア推進事業の対象とならない方で、過去に本助成を受けられていない方です。助成額は、購入費用の2分の1の額又は3万円のいずれか低いほうの額です。また、助成対象となる補正具は、全頭かつら、ケア帽子、手術などにより取り除いた体の部分を補うための補整下着やエピテーゼと呼ばれる人工物等の胸部補整具、入浴する際に使用する乳がん用バスタイムカバーなどです。121ページにお戻りください。活動指標につきましては、随時としております。122ページを御覧ください。令和4年度の予算のうち、主なものは、助成費15万円で、これは5名分の助成を見込んでおります。そして、周知に係る消耗品費及び通信運搬費を合わせて、総額19万1,000円を計上しております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 ウィッグだったら10万円を超えるようなものもあろうかと思うんですけど、通常こういう補助事業ですと3万円程度ということで

よろしいのでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 現在、県、県内他市等で行われている助成については、3万円の上限というところが多いというか、ほとんどが3万円の上限となっております。

白井健一郎副分科会長 今回この事業を実施するに至ったきっかけを教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この事業に至ったきっかけでございますが、まずはがん患者、特に放射線治療等の治療を受けられる方々の経済的な負担だとか、外見が変わることによるストレスがすごく大きいという認識の下、何かがん患者への支援ができないかということで、この事業の事業化を目指したところ です。

白井健一郎副分科会長 122ページの根拠となる法律のところに、がん対策基本法、がん対策推進基本計画とありますが、これを私は知らないのですが、最近できた法律あるいは計画なんのでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 正確に何年というのはお答えすることができないんですけれども、最近できたものではございません。

大井淳一郎委員 県のアピアランスケア推進事業助成金とあるんですが、ほぼ同じ対象ということでしょうか。助成額も併せて教えてください。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 対象については、ほぼ同じです。助成額についても上限が3万円ということで、同額となっております。

松尾数則分科会長 これは所得制限があったよね。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 県については、所得の上限額というのがございます。市のほうについては、この上限から外れる方を対象として助成をしたいと思っております。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 先ほど白井委員がおっしゃられました、がん

対策基本法についてでございますが、これは平成18年に定められた法律でございます。

松尾数則分科会長 質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。24番の審査事業につきましては終了します。続いて25番につきまして、執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは資料の125ページをお開きください。審査番号25番、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業について御説明いたします。キャッチアップ接種事業そのものの説明の前に、資料にはございませんが、先に子宮頸がんワクチンについて簡単に説明させていただきます。子宮頸がんワクチン自体は、小学校6年から高校1年相当の女子を対象としており、合計3回接種するワクチンです。平成25年4月に定期接種に追加されましたが、体の痛みなどを訴える人が相次ぎ、同年6月からは、国の指示により積極的な勧奨を一時的に差し控えておりました。しかし、この度、専門家の評価により、積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、原則、令和4年4月から、他の定期接種と同様に、個別の勧奨を行うこととなったものです。以上を踏まえ、審査事業の説明になりますが、この事業は、今説明いたしました子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開されることに伴い、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えた方に対して、キャッチアップ接種を行うものです。127ページの資料を御覧ください。対象者は、平成9年度生まれから平成17年度生まれ、1回も子宮頸がんワクチンを接種していない女子です。接種期間は、令和4年4月から令和7年3月までの3年間です。実施方法及び単価は、他の予防接種同様、県医師会等の医療機関と委託契約を締結し、広域で実施します。1回当たりの単価は1万7,952円です。125ページにお戻りください。成果指標は、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種率です。接種率に関しましては、この子宮頸がんワクチンが緊急促進事業として平成23年度に実施された際の1回目の接種率、このときが49.4%でしたので、これを参考に、キャッチアップ初年度となる令和4年度は50%で、そして、3年間で60%を目標としました。126ページを御覧ください。令和4年度は、接種率に必要な経費5,100万2,000円を予算計上しています。その主な

ものは予防接種委託料です。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

山田伸幸委員 最初に接種が勧奨されて、副作用、副反応がかなりきつくて、停止したということで、また再開となったんですけれど、その辺の副作用等については、大丈夫という判断が出ているんでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） ワクチンと副反応の因果関係ですけれども、はっきりとしたことは認められておりません。今回の再開は、リスクとベネフィットという有効性と安全性をきちんと受ける人が理解して納得して受けることを基本としております。そのため、接種に当たっての情報提供や接種後の相談機関の紹介等をきめ細かく行っていくことが求められております。

山田伸幸委員 使用されるワクチンそのものについては、当初使用されていたものと変わらないものを使用されるんでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） おっしゃられるとおりです。

松尾数則分科会長 これを自己負担で打った人もいないんじゃないんですか。そういう人の対応というのは考えているのかな。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 自己負担で受けられた方の償還払いにつきましては、国とかで検討されているというふうに聞いております。

山田伸幸委員 3回打たなくては意味がないということなんですか。コロナのワクチンなんかは2回で十分で、3回目、4回目という話が出てきているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 子宮頸がんワクチンについては、3回受けることで効果があると国からは言われております。

大井淳一郎委員 3回目の対応については、特記事項にも書かれておりますが、国の方針が定まったらそれに合わせて、場合によっては補正するという感じでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） おっしゃられるとおりで、3回全て打たれていない方の対応については、国が安全性も含めて検討しておりますので、方向性が示され次第対応したいと考えております。

吉永美子委員 子宮頸がんワクチンの定期接種について、令和2年12月に一般質問で取り上げさせていただいたときに、子宮頸がんワクチンの接種率の推移を聞かせていただいて、接種が開始された平成25年が8.4%というお答えがあったと思っておりますが、下の特記事項を見ると、緊急促進事業での子宮頸がんワクチン1回目は、約50%ということで、この差が大きいのはなぜですか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 緊急促進事業のときには、副反応のこととかがまだ出ておりませんで、接種率が40%以上あったということになっております。その後、ワクチンの積極的勧奨が控えられた状態になってから、接種率が1%を切るような状況というのが続いております。

吉永美子委員 私が申し上げたのは、緊急促進事業、平成23年とありますけど、接種が開始された平成25年が8.4%。そして積極的勧奨を控えた段階から0.2%から0.7%という低い状況で進んでいるというふうな御答弁があったと思っておりますよ。開始されたのは平成25年じゃないんですか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 定期接種化が平成25年度で、それに先立って前倒しで始まっておるのが、緊急対策事業というふうになっております。

吉永美子委員 平成25年に定期接種になったけど、数か月でしたからこういう状況になっているということですね。テレビを見ていると、控えたことによって受けていないとどうなるんだという心配する声に応える形で、

積極的に言われなくて打てなかった人を今回対象にするということですよ。ということは、接種率というところでは、令和6年には60%を目指しておられますけど、心配されている方々の実態が多ければ、これは8割、9割に行くんじゃないかと思うんですが、見込みとしてはどう思っておられるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 予防接種につきましては、なるべく高みを目指していくというようなものはございますけれども、まず、対象者が既に受けてらっしゃる人数もある程度含まれているので、100%になることはないだろうというのが1点ございます。その割合がどの程度あるかというのは今分かりませんが、それに加えて、他の予防接種の状況を見たときの割合、それとプラス積極的勧奨が控えられていた時期でも50%弱だったというところで、まずは60%を目指そうというところですよ。目標値についてはです。もちろんどんどん積極的な勧奨は続けてまいりますので、増えていくようであれば、上方修正も検討したいと思っております。

松尾数則分科会長 質疑はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）25番の質疑もこれで終了します。2時まで休憩を取ります。

---

午後1時52分 休憩

---

---

午後2時 再開

---

松尾数則分科会長 それでは休憩を解きまして、審議を続行します。次は、審査事業30番から行いますので、執行部の説明を求めます。

梅田市民部次長兼環境課長 それでは、審査事業30、小野田浄化センター施設整備事業について御説明いたします。恐れ入ります。資料の175ページをお願いいたします。そちらで説明させていただきます。まず、1. 小野田浄化センターの概要についてですが、当施設は下水道に接続していない家庭や事業所のトイレからくみ取ったし尿や、合併浄化槽にたまった汚泥をバキュームカーで搬入し、これらの汚水を浄化した上で海に放流する、いわゆる、し尿処理施設でございます。一方で、下水処理施設につきましては、トイレの排水等だけでなく、台所やお風呂の生活雑



排水や雨水等も下水管を通過して、処理場に流入し、これらの汚水を浄化した上で海に放流するものでございまして、水質や規模は違うものの、施設の目的や処理方法はし尿処理施設と共通する部分があります。(1)から(4)に現在の施設の概要を記載しておりますが、稼働から30年以上が経過し、老朽化が進行しており、今年度実施した精密機能検査においても、今後長期にわたる継続使用は困難との評価でございます。なお、年間運営費は約1億5,000万円となっております。続きまして、2. 整備方針についてですが、このような現状を踏まえ、今年度委託事業として行ってまいりました施設整備方針検討によるコンサルからの提案を基に、環境課及び下水道課で協議を重ねた結果、し尿に混ざった紙やビニール等の異物を細かくして除去する前処理と、汚水の濃度を薄くするための希釈までを行う施設を新しく建設し、希釈後の汚水を下水道処理施設、小野田水処理センターと呼んでおりますが、そちらに投入する方法が最も有効かつ経済的との見解で一致したため、当該事業に係る予算計上をお願いするものであります。続きまして、3. 整備方針の比較についての詳細を御説明いたします。別表を御覧いただきたいと思っておりますので、177ページをお開きください。整備手法や処理方法等の違いにより、六つのパターンについて比較検討を行いました。方針1は既存施設をそのまま改修、方針2から4は下水投入施設として既存施設を改修、方針5はし尿処理施設として新設、方針6は下水投入施設として新設するものでございます。各方針について、コンサルによる経済性の試算、さらには実現性等の定性評価も行った結果、表の下段に記載しておりますとおり、方針6が最も有利であるという結果になりました。恐れ入ります175ページにお戻りください。4. 新施設案の概要ですが、方針6の内容となります。(1) 処理方法は、新施設で前処理及び希釈のみを行い、圧送管で隣接する小野田水処理センターに送水し、その後の処理を行っていただきます。それから、(2) 処理能力については現状と同じ能力を想定、(3) 希釈水については下水処理水を使用し、6倍に薄める想定としております。(4) の建設予定場所ですが、こちらにつきましては178ページの図を御覧いただきたいと思っております。こちらは、現在環境衛生センター等の施設が入っておる一角となっておりますけれども、そちらのページ中央部分の太枠部分、こちらが建設予定地と記載しておりますとおり、こちらの場所に新設する予定としております。現在、この場所には用途廃止済みの高分子焼却炉というのがありますので、この建屋を解体する必要があります。なお、建設予定地の北に現

在の浄化センター、南に下水処理場である小野田水処理センターがございます。176ページにお戻りください。続いて、新施設の位置づけ等ですが、まず、主な処理工程を下水で行うため、新施設は下水道施設の一部となり、都市計画決定についても同様の扱いとなります。また、予算についても下水道事業会計に計上することとなり、補助の財源となる交付金も環境省ではなく国土交通省のものとなります。続いて、6. 費用負担でございますが、新設する下水投入施設はあくまでも、し尿や浄化槽汚泥を処理するためのものでありますので、(1)の整備費や(2)管理運営費については全て環境部局で負担するものと考えております。また、下水側での処理に必要な経費の負担として(3)の下水道使用料相当額を、(4)は希积水となる下水処理水の使用負担分を一般会計から下水道事業会計へ支出するよう考えております。続いて、7. 令和4年度予算ですが、先進地視察のための普通旅費15万円、前処理施設の建設予定地に存在する、高分子焼却炉を解体する必要がありますので、この前段となるダイオキシン等分析調査委託料として30万円、事業計画策定や都市計画決定に必要な業務委託料負担額を下水道会計に支払うし尿処理負担金156万2,000円でございます。当該予算については174ページの令和4年度の欄にも記載しております。176ページ、続きまして8. スケジュールについて御説明します。スケジュール案につきましては、令和5年度以降は必要な調査・設計を行い、工事完了を令和8年度とし、令和9年度の供用開始を目指します。し尿処理は、市民の生活に直結する事業であり、し尿処理場が稼働不能となる状況は絶対に避ける必要がありますため、本事業を滞りなく進めたいと考えております。説明は以上でございます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を求めます。

大井淳一郎委員 178ページの黒い枠で囲まれている建設予定地を見ますと、今の小野田浄化センターより小規模になっているのは、あくまでも整備施設の性質が変わることも影響しているのでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 現在の小野田浄化センターにつきましては、浄化センター単独で汚水の処理を全て行っている施設となっております。そ

れに比べて、新しく建設しようとしておりますのは、前処理と希釈のみを行うという機能だけをしようとしておりますので、その結果、施設としては小さくなるということになっております。

山田伸幸委員 今の図のところで、小野田水処理センターと建設予定地の間にある二つの四角い枠のところが処理施設というか、ここで流して浄化する施設になっていたと思うんですけど、もともと左側にある増設と書かれている部分というのは何もなかったところですよ。これを新しく造るということでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 御指摘いただきましたとおり、小野田水処理センターというのは下水処理場というところでございますけども、左側の二つの施設につきましては現在ない施設でございます。こちらにつきましては、将来的に小野田水処理センターを改修するという予定が出てくるものと思っておるんですけども、その際の一つの案として示しておるものでございまして、まだ、こちらを増設するということが確定している状況ではありません。建設予定地のほうに記載しております今から造ろうとしております前処理と希釈の施設を造りまして、それをどこに流すかということでありましたら、それは増設予定地ではなく、地図でいうと右側にある既存の下水処理の施設のほうに送って、そちらで処理していただくというような形にしております。その上で、水処理センターの改修等があれば、また、そのときに新たなルートを考えるというような形になろうかと思えます。

山田伸幸委員 今言われた増設と書かれているところは、まだ何も無いままということではよろしいですね。

梅田市民部次長兼環境課長 御推察のとおりです。

山田伸幸委員 新しく建設される希釈する施設から、水処理センターの中央部に向かって入るのか、それとも一番右端のところに入っていくのか、大体どの辺りに新しい施設から送られるんでしょうか。

原野環境課環境政策係長 前処理した後に送水する場所ですけれども、想定しておりますのが、既設の施設の右上、図面を横に見ると右に分水槽とい

うところがあると思いますけれども、こちらに圧送管を用いてつないで落とす、それから処理をしていただくということで想定しております。

山田伸幸委員 予算の中に先進地視察というのがあるんですけど、こういったやり方は全国的に行われているのでしょうか。

原野環境課環境政策係長 県内でも既に新築で建てたものもありますし、既存の浄化センター、し尿処理施設を改修して、下水に投入しているものもございしますが、それは県内では7市ございします。県外で視察を考えておりますのが、先進的に新しい投入施設、国交省の補助金を使ってやっているところで、いろいろな手法がありますので、そういったところを勉強させていただいて、よりよいものを建設したいということで計上させていただいております。

山田伸幸委員 先ほどの説明で前処理が必要だということですが、現在、小野田浄化センターでは前処理等はされなくて、いきなり処理が進むのでしょうか。

原野環境課環境政策係長 今のし尿処理施設では最終的な処理までを全て一つの施設の中で行って海に放流するという形を取っておりますけれども、今後の下水道投入施設につきましては、この前段の前処理、それから希釈水で薄める作業だけを行って、本格的な処理は下水のほうで行っていただくという形を想定しております。

山田伸幸委員 以前、先進地で、こういったし尿については肥料化するといったことを行われているところもあったんですけど、そういったことは、今回全く検討されていませんか。

原野環境課環境政策係長 177ページの費用比較の表を見ていただけたらと思います。これは資源化設備といいまして、助燃剤化するようなことを図る施設は方針の3と4に検討材料の一つとして入れております。最終的に経済性ということでそういった設備を設けますと、それだけ費用が膨らみますので、そういったことも加味した結果、方針6の希釈と前処理だけを行って投入するというのが費用面で市としてメリットがあるということで、方針6を採用したいという結論に至りました。

山田伸幸委員 今の施設にしても新設になるわけですね。そうすると稼働期間が10年というのは、新設して10年というのは納得いかないんですけど、これはどういうことで10年になるんでしょうか。

原野環境課環境政策係長 方針1から4までの4パターンにつきましては、既設の改修となります。5と6が新設になります。一番上の整備手法を見ていただくと、1から4につきましては、既設をリニューアルと書いておきまして、5と6については、新設ということで記載させていただいております。

白井健一郎副分科会長 177ページの表ですけれども、実現性、環境保全、将来性ということで二重丸、丸、三角とあります。一番右の方針6を見ると、二重丸が稼働の安定、方針6というのは新設で、しかもお金を一番使うわけではないんですか。(発言する者あり)失礼しました。では、一つだけ聞きます。環境保全で地球温暖化防止へ寄与とありますが、これについてひとつお聞かせください。

原野環境課環境政策係長 地球温暖化防止の寄与につきましては、機器の省エネルギー化を図れるかどうかというところに着目しておきまして、消費電力の低減ができることについては、地球温暖化、ガスの発生量を抑えることができますので、こういったことを視点として評価をさせていただいております。

白井健一郎副分科会長 今の説明は分かりました。稼働の安定性で二重丸を見ますと、方針6というのは40年と一番継続性のある、言ってみれば頑丈なものを造りますから。二重丸というのを見てみると、稼働の安定性とか地球温暖化については今話を聞きましたけど、下段の施設の強靱化とか事業運営の効率化は、二重丸でも当たり前といえば当たり前じゃないかと思えるんですよね。ですから、これを二重丸が多いから評価するというのはちょっと釈然としないんですが、どうでしょうか。

原野環境課環境政策係長 二重丸の定性評価の数が確かに方針によっては、優れているところ、優れていないところ、多少差異はあると思います。経済性のところを見ていただきまして、市としての費用負担がこれだけ安

定的な処理を行うに当たって、どれだけコストを削減できるかというところが市民の皆さんの税金を使って建てる施設になりますので、どれだけメリットがあるかというところを最優先として結論を導いたものになります。

大井淳一郎委員 経済性を重視されたということですが、今から建てようとしているところは、高分子焼却炉があるわけで、この解体がダイオキシンがあると思われるので、かなり経費がかさむのではないかと思うんですが、現時点で解体に要する費用というのは、大体概算で分かっているのでしょうか。

原野環境課環境政策係長 解体費用はダイオキシンの調査をしてみないと、ばく露対策とかどういったところまでのことをしないといけないかというのがちょっと見えてきませんので、今年度の予算でお願いしております分析調査を経て、答えが出るものかなとは思っています。

大井淳一郎委員 現時点ではっきりした数字が言えない事情は分かるんですけども、この高分子装置があるところじゃないといけないのかなと思ったんで、ここを建設予定地にした理由も合わせて教えてください。

原野環境課環境政策係長 先ほど地図を見ていただいたと思うんですけども、次長の説明にもありましたとおり、水処理センターの今後の整備のためにあえて書かせていただいております増設というスペース、うちから送水するに当たって、なるべく水処理センターのほうに近い場所というのが一番効率的かなと思うんですけども、やはり本体であります水処理センターの今後の整備計画に邪魔にならないといった言葉が正しいかどうかあれなんですけれども、このスペースはなるべく工事の施工のことも考えて支障にならないところを除きまして、ほかのところではバキュームカーの動線や工事を行うに当たって邪魔にならないところとか、支障がないところというのも加味しまして、今の建設予定地のところに決定したところでございます。ちなみにこちらにつきましても、コンサル、それから下水道課とも協議した上で、こちらということで決定させていただいております。

梅田市民部次長兼環境課長 補足させていただきます。建設予定地と書いてあ

る右側にのり面の印が御覧になれるかと思いますが、上のほうに敷地境界と書いてあると思います。そちらの敷地境界までが、下水道施設用地となっておりまして、その地図でいうと右側が下水道の用地、左側が環境の用地というふうになっております。下水道の用地の中で、今後、小野田水処理センターのリニューアル等を考えていかなければなりませんので、なるべくリニューアルに関する自由度を残しておきたいという観点から、あくまでも今回の施設につきましては、環境の用地に入れなければならないという点と、バキュームカーが入る動線を確保しなければならないという点と、前面に県道が通っておりますけども、あまりここに近いところに造ってしまいますとそこを通行される方が不快な思いをされるというようなことがあってはいけませんので、なるべく敷地の奥のほうに設置したほうがいいのではないかとというようなところをいろいろと併せて考えました結果、ここが一番最適であろうというような結論に至ったところでございます。

大井淳一郎委員 整備費等を下水道事業会計で計上ということになっておりますので、確認ですけど、こういう手法を使われることによって、下水道の使用料とかに跳ね返ることはないということによろしいでしょうか。

原野環境課環境政策係長 下水道の使用料に跳ね返らないように、整備費につきましても運営費につきましても、一般会計から負担金としてお出しするというところで進めておるところでございます。

奥良秀委員 臭いとかというお話の中で、日中でも臭いがかなり来ているんですが、今回こういう施設を造ることによって臭いを改善する考えというのはお持ちでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 今回造る施設の臭いと今の環境センターの臭いとどちらでしょうか。

奥良秀委員 新しい施設を造られる中で、既存の臭いもかなりすごい中で、新しいものも造られます。全体的な施設の臭いに対する対策です。そういったものをどういうふうと考えられるか質問させていただきました。

原野環境課環境政策係長 し尿処理施設に特化して申し上げさせていただきます

すと、今の浄化センターからの臭いはそんなに道路までは出ていないということで、苦情とかは今のところ聞いておらない状況です。新しく建てる施設については、かなり道路から奥まったところになりますし、脱臭装置とか受け入れ口での二重扉等も検討しておりますので、し尿処理施設については、今より改善される方向になろうかと思っております。

奥良秀委員　し尿処理の施設のことに関して、そういうふういきちんとされることはとてもいいことですが、浄化センターから環境衛生センターまでが環境課の施設だと思うので、そういった臭いに対して、何らかの考慮をしていかないといけなくなってきたのではないかなと思ひ、質問させてもらいましたが、いかがでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長　御意見は重々承りました。現在、そういったところで対策をするというようなところまでは考えが至っておりませんので、今後の課題とさせていただきたいと思ひます。

山田伸幸委員　処理量が90キロリットルということで、公共下水の進捗率が進むと収集が減っていくんですけど、ずっと90キロリットルということはないと思うんですけど、これは最大稼働で90キロリットルということによろしいでしょうか。

原野環境課環境政策係長　今の施設が90キロリットルでやっております、このスペックに対して、かなり迫った90キロリットルに近い運用をしておるところでございます。コンサルの今後の将来推計を基に、確かに下水道普及率等も考慮した上で推移を見ておるんですけども、今後減っていくことは間違いないと思ひます。実際の設計の中で80キロリットルなのか、どれぐらいの数字になるか検討しておるところになりますけれども、実際の設計の中で適正な規模において施工をしていきたいと考えております。あくまでも今回は六つの方針を比較検討するために、据え置きで90キロリットルにしたほうがいいんじゃないかというコンサルの御意見をいただいた上で、今回の方針の検討を行ったところでございます。

山田伸幸委員　実態として処理しているのは、どの程度の量なんでしょうか。



磯部小野田浄化センター主任 浄化センターの処理能力が日間90キロリットルなんですけど、ほぼ90キロリットルで処理しています。

山田伸幸委員 山陽の分も取り込んでおられると思うんですけど、山陽のほうは一時保管も含めて計画的に持ってきておられるというやり方をしておられるのでしょうか。それとも収集したものを全てそのまま小野田のほうに持ってきて、処理しておられるのでしょうか。いかがですか。

原野環境課環境政策係長 現状におきましても、山陽地区の収集につきましては、山陽中継所で一旦貯留した上で、大型のバキュームカーで小野田に効率的に運搬しているという状況でございます。今後、施設整備を行うに当たりましても、山陽の収集運搬を効率的に行うことと山陽地区で貯留槽を持っていることで、災害事故等が起こったときの貯留施設にもなりますので、この機能はそういった目的がありますので、今後も継続して使用したいというふうに考えております。

松尾数則分科会長 質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは、以上で審査事業30番の質疑を終わります。引き続いて、予算書の168ページから行きましょうか。質疑を受けたいと思います。これは支出、収入も併せて質疑を受けたいと思っております。168、169ページの質疑はございますか。

山田伸幸委員 委員報酬で、健康づくり推進協議会委員20人と食育推進会議委員15人がありますが、これはどういったことを協議しているのか、その中身を教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 健康づくり推進協議会は、本市の附属機関に位置づけられたものでございます。主に市の健康づくりに関することについて協議をしていただいております。次の食育推進会議についてですが、これは条例設置をされております。食育に関する推進に向けての協議をお願いしているところです。

山田伸幸委員 名前を言われただけなんですけど、具体的にどういった内容をこの中で協議をされているのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 食育推進会議は、食育推進計画の策定だとか進捗状況といったものを主に協議いただくとともに、その推進に向けて、各団体等で行っていただけるようなもの等を協議していただいております。健康づくり推進協議会のほうも、健康増進計画の策定及びその進捗管理をしていただいております。

松尾数則分科会長 続いて170、171ページ。

吉永美子委員 産後ケア委託料ですが、金額的には令和3年度より上がっておりますが、どういう内容で、何件で予算化されているのかお聞かせください。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 産後ケア事業ですけれども、令和4年度は宿泊型10名、デイサービス型10名、訪問型15名で見込んでおります。

吉永美子委員 ひきこもり相談支援事業委託料はホームページにも載っておりますが、宇部市にあるNPOに委託をされているのではないかと思います。予算としては令和3年度と同じと思っておりますが、委託することによる効果についてお聞かせください。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 委託することによる効果ですけれども、まずは当事者や家族の方の不安や心理的負担の軽減、居場所づくりというのをしていただいておりますので、そういうものがあることで当事者の方が外出をするきっかけとなったり、さらにその居場所を継続利用されることによって社会参加へとつながること。また、家族心理教育というのがこちらのほうで行われておるんですけれども、家族が心理教育に参加することで引き籠もりの方のお気持ちですとか、なぜそうなっているのかという辺りを理解されて、当事者への対応が変化していくことで当事者が生活しやすい環境となり、結果的に解決への一步を踏み出すことへとつながるといふふうに考えております。

吉永美子委員 相談件数としてはどれだけ挙がっているのでしょうか。それと私も連続して2件ほど相談があって、ホームページを見られる人はいいんですけれども、引き籠もりで悩んでおられる方に対して、この人が悩ん

でいるというのは分かるはずはないんです。広報としては、当然、広報紙とかという御回答が出てくるのは大体予想が付いていますけれども、引き籠もりが今どういう傾向にあるとつかんでおられた上で広報されているのか。どれだけの相談件数が挙がっているのか。傾向を捉えた広報を行っておられるのか、お聞かせください。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 委託先の実績ですけれども、令和2年度から委託しておりますので、令和2年度の実績が相談件数延べ152件です。令和3年度1月末時点の件数ですが、110件となっております。それから周知に関して傾向を捉えたものかどうかというところですが、引き籠もりの方は完全に引き籠もりという状態ではなく、例えば人がいらっしゃらない時間帯を選んでコンビニや深夜の24時間のスーパーなんかには行かれるというところもお伺いをしたりしておりますので、そういうところのトイレとかに一般的な周知と併せて、ちょっと目に付かずに取れるようなカードサイズのチラシ等も置かせていただいたりというところで、その辺りが傾向かなと思って周知をしているところです。

吉永美子委員 そういうふう傾向を捉えて行動されていることによって、引き籠もりの相談というのが上がっている実感はございますか。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） 令和元年度までは、市の中の引き籠もりの担当窓口という周知もなかなかできていなかった状況になっておりますので、市に挙がっていた相談件数の実態からすると、令和2年度以降、委託したことによって相談窓口の周知ができて、件数としては上がっておりますので、その辺りで効果としてあったのかなというふうに考えております。

山田伸幸委員 急患診療のことですけれど、コロナで随分在り方が変わったと思うんですが、委託料というのは今年度に比べて、全体の件数的な見込みというのは変えておられるんでしょうか。

林健康増進課主査兼健康管理係長 コロナの関係は、先がなかなか見通せないというところもありますので、件数の見込み的には今年度と同程度を考えております。

山田伸幸委員 それを受けられる先生方の対応が、随分、今までとは変わってきていると思うんですけど、その点での変化はないでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 委託料の金額の変化ということであれば、特にございませぬ。

山田伸幸委員 医療用ガウンやいろいろなものを準備しなくちゃいけないんですけど、そういった点ではどうですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そういったものはもちろん準備しておりますが、この委託料の中には含まれておりませぬ。

松尾数則分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）172ページに移ります。

山田伸幸委員 里帰り出産、健診とかいろいろあるんですけど、この予算では何件ぐらいを見込んでおられるんでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 妊婦健診と産婦健診、乳児健診全てで里帰りの方の件数が異なるんですけども、大体、妊婦健診であれば10件前後ぐらいが里帰りになるかなということで見込みを出しております。産婦健診も同様で出しております。

山田伸幸委員 病院関係で公的病院支援事業補助金が750万円、それ以外に病院事業負担金が3億円、病院事業補助金というのが1億1,000万円あるんですけど、この内容を教えてください。

林健康増進課主査兼健康管理係長 公的病院支援事業に関しましては、小野田赤十字病院に対しての運営補助ということになります。病院事業負担金及び病院事業補助金に関しましては、何年か前まで病院事業繰出金という形で病院事業会計に繰り出してございましたけど、会計の歳出名、歳入名を統一するというので、病院事業の負担金として3億4万7,000円と病院事業補助金1億1,027万7,000円は病院事業への繰出金となります。

山田伸幸委員 いろいろ名目があろうかと思うんですけど、どういった事業に対する負担金、補助金なのか教えてください。

林健康増進課主査兼健康管理係長 病院事業負担金に関しましては、主に救急医療等に対する負担金で、病院事業の会計が支出負担ということで負担金を挙げております。補助金に関しましては、年金拠出とか児童手当とか、そういった形の病院事業会計の支出に対するの繰り出し、支出になります。

福田勝政委員 173ページの21節の賠償金10万円は何ですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 これは不慮の事故等に備えて、福祉部内で統一して計上しておるものです。

山田伸幸委員 19節の扶助費で不妊治療助成費が挙がっておりますが、以前と比べていろんな手法が取られていると思うんですけど、これは決まった手法について出される助成金なんでしょうか。それとも手法が変わっても同額の助成金が出されるのか、その点いかがでしょうか。

古谷健康増進課健康増進係長(母子担当) 不妊治療費の助成なんですけども、一般不妊治療助成費は保険適用になったものの保険適用分のお支払になっておりますので、それ以外の特定不妊であるとか、人工授精であるとか、体外受精であるとかという高度なものにつきましては、含まれないようになっております。

松尾数則分科会長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)次のページに行きます。174、175ページ。

大井淳一朗委員 放置自動車ですけれども、うちの地域でもあちこち放置自動車があるんですけど、執行に踏み切っていないんじゃないかなという印象を受けるんですけど、実情はいかがでしょう。

山根環境課生活衛生課係長 放置自動車の判定委員会なんですけれども、例えば公園とか、公設のところで放置されている自動車、それに対して放置

自動車が廃物になるのかどうかという認定のための委員会です。現在、その判定のための委員会が開かれているという実情はございません。

大井淳一郎委員 公設という範囲なんですよ。ただ、私の知っている範囲でもあるので、後で言いますけれども、これも実態を踏まえられて適切に、本当、記憶が大分前になっちゃうので、この委員会が実際集まってもいないということです。市民からの問合せはないですか。あくまでも公設の中じゃないと対応できないというスタンスなんですか。

山根環境課生活衛生課係長 判定委員会につきましては、先ほど申し上げたとおり公設の施設でないといけないというのがございます。

山田伸幸委員 173ページの予防費の中で、予防接種業務、結核予防業務、感染症予防業務というふうに並んでいるんですけど、これらの内容は皆違うということよろしいですか。一括で感染予防かなと思っていたら、それぞれ分けられているので中身をお答えください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 173ページに記載されている部分でございますと、例えば予防接種業務になりますと、先ほど審査事業で説明しました子宮がんももちろんですけども、お子さんの予防接種、風しんといったものが全て入ってまいります。結核予防事業になりますと、いわゆる巡回医健診、175ページでいけばレントゲン撮影委託料等になりますが、このような事業が含まれてまいります。感染症予防業務というもの、ほぼほぼ予防接種、結核等も含まれるんですが、ちょっと大きなもので説明させていただければ、疾病予防推進事業というのがいわゆる健診業務になります。この辺りがちょっと入りくってしまっていますが、感染予防にもつながりますし、地域保健対策にもつながるといような整理になろうかと思えます。

山田伸幸委員 175ページの12節委託料に、予防接種委託料が2億9,000万円挙がっているんですが、これはコロナの予防接種と考えてよろしいのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ここにはコロナの予防接種の委託料は含まれておりません。後ほどのページの7目に入っております。

吉永美子委員 抗体検査委託料なのですが、今年度に比べて令和4年度が随分増えるという点はどのような予算立てでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長（成人担当） こちらの抗体検査委託料は、風しんの抗体検査委託料になっておりまして、当初、国が令和元年度から3年度までの3年間限定で、小さい頃に予防接種の機会がなかった、風しん抗体を持っている方が少ない年齢を対象として限定的にやる事業だったんですけれども、これが令和4年度から6年度まで延長されることが決まりまして、また、来年度当初に受けていない方を対象にクーポンを発送しますので、それで受けられる方が増えるということをご想定しまして増額させていただいております。

山田伸幸委員 次に環境衛生費の中の野犬対策業務。これは直接お願いをしているんですが、市にお願いをすると保健所ということになるんですけど、今保健所はコロナの対応で手いっぱいじゃないかなと思っているんですけど、これは具体的にはどういった対策をされているのでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 野犬は、最近、竜王山近辺等でよく目撃情報をいただいております。野犬の捕獲につきましては、山田委員が言われたとおり保健所の専門の業務となります。捕獲できるのも県が指定した捕獲専門の者でないとできないようになっております。市としましては、市民の方からそういった目撃情報を頂きまして、それを逐一、保健所に御連絡すると同時に市の職員も現場に赴きまして、野犬がそこにいれば追い込んで、その状態で保健所の方に来てもらえるというようなこともできれば一番いいんですけども、犬も非常に賢くてなかなかそう簡単にはいかないところがありますので、今のところそういった情報提供を保健所にしていって、野犬の動きを徐々に絞り込んでいくようなところで、お手伝いをしているというような状況です。

山田伸幸委員 竜王山の野犬は野放しで歩いていて、あそこを散歩しておられる方もよく目撃情報を挙げておられるんですけど、差し当たっての危険というのは報告されていないのでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 確かに、竜王山の野犬が7、8頭いるというような情報を頂いております。当然、野犬ですので、うかつに近づくと危険があるという可能性はあります。こちらの竜王山の野犬につきましては、昨年の暮れから今年の春にかけて、2、3頭捕獲に成功しておる例もありますので、そういった形で徐々に数を減らしていければというところで日々努力しておるところです。また、その危険性につきましては、近隣住民の方や小学校、中学校には、逐一報告をして注意を呼びかけておるところです。

松尾数則分科会長 それでは、今の3款環境衛生費の1ページの余りと、次の4款の公害対策費に行きます。公害対策費、179ページの途中まで。

大井淳一郎委員 新しい斎場が本格的に稼働しているわけですが、指定管理者から何かこうしてほしいというような改善点とかはあるでしょうか。

湯浅環境課主幹 斎場とは絶えず協議をしておりますが、指定管理者の要望としましては、指定管理料がさほど高額ではないのという話はよく頂いております。

大井淳一郎委員 そうですね。二つが一つになって、その割にはというところなんでしょう。お金のことが今出ましたが、お金以外も斎場の使用料に当たって、議会でもいろいろ紛糾したところです。そこで出たのは、市が査定した維持費、維持に掛かるお金が本当にそれぐらい掛かるのかといった指摘が議員からあったんですが、実際に稼働してみて、その当時想定していた維持管理費と、実際に見込みになるかもしれませんが、維持費にどれぐらいかい離とかがあったんでしょうか。

湯浅環境課主幹 この3年間で維持管理については保証期間に当たっておりますが、整備費等は全て施工業者で負担した形になっております。燃料費はほぼ想定どおりということ、経費については今のところ想定外というのはありません。

山田伸幸委員 最近では葬儀をされても、家族だけでやられるというのが非常に多くなっていて、大規模にされるということはありません。そうになると、待合所の利用が非常に限られてきているんじゃないかなと思うんですけ



ど、実際はどうでしょうか。

湯淺環境課主幹 今、待合ホールはコロナの関係で使用禁止にしておりまして、1遺族について一つの待合個室を利用させていただいております。その待合個室については20名程度入れる個室となっております。

山田伸幸委員 葬儀場ではなくて、この斎場を使って実質の葬儀をされるというような例はないのでしょうか。

湯淺環境課主幹 告別を行えるように、祭壇と御焼香台は置かせていただいておりますが、中でお経を上げられることもありますけど、実質の葬儀は山陽小野田市はほぼ葬祭業者が行っております。

松尾数則分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）公害対策費まで。なければ次、環境調査センター、保健センター運営費まで入ります。

大井淳一郎委員 環境調査センター、水研のことですよね。これはもう閉めるということなのですが、今計上されています。今後、これはどのような形になるのでしょうか。

梅田市民部次長兼環境課長 環境調査センターですけども、調査センターができていきさつが、西部石油がこちらに来られるに当たって、市内の漁協との協定がありまして、水質を常に監視するという意味で造られたというところがあります。したがって、市の政策で一方的にこれをやめたいということができません。現在、この建物はかなり老朽化が進んでおり、将来にわたって使えるような状況ではありませんので、この機能を維持する方法を、今、逐次検討しているような状態です。

山田伸幸委員 船を持っておられて、実際にその船を活用して環境調査をしておられるのでしょうか。

辻永環境調査センター所長 船に関しては、今持っておりません。以前、財政課と協議の上で処分したところでした。現在、随意契約で山口県漁協の小野田支店と用船契約をさせていただいている関係もあり、月に一回、私自身が船に乗せていただいて、実際に採水して調査を行っているところ

であります。

山田伸幸委員 その調査のことなんですけど、以前からきれいになり過ぎていて、栄養が非常に乏しい海になっているというような報告があったんですけど、最近の傾向はどうでしょうか。

辻永環境調査センター所長 基本的には山田委員のおっしゃるとおりだと思います。

吉永美子委員 保健センターの運營業務については、いわゆる人的な部分では増やしていただいているのかなと思って、その点は評価します。会計年度の任用職員の方が、令和4年度の予算でいくと6人になるんですが、看護師の方がこの中に何人いらっしゃるのかお知らせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 看護師というか保健師で答えさせていただければ、2名です。

吉永美子委員 6名中2名ということですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 パートが1名、通常のフルタイムの方が1名です。

山田伸幸委員 おとし、昨年と随分たくさんコロナ患者への対応として、保健センターはかなり頑張ってくられたと思うんですけど、県の保健所への応援というのは、大体どれぐらい行かれていたんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 保健所への派遣が1月24日から2月27日までの間で、日によってちょっと人数は違いますが、1人若しくは2人ほど派遣しておりました。

山田伸幸委員 そこで行われてきた業務はどういう内容だったんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 フェーズによって若干内容は変わってきておりますが、例えば、自宅待機の方の健康把握電話、陽性の発生届が出た方の調査というものが主な業務でした。

松尾数則分科会長 続いて、新型コロナウイルス対策費。

白井健一郎副分科会長 予防接種事故調査委員会の委員報酬というのがありますが、この調査委員会に何か事件に関わったことがありますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 令和3年度の実績としてはございません。

山田伸幸委員 対策費には一般職員はいらっしゃらないんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 一般職員の給料ですけれども、私どもは総務課新型コロナ対策室でして、費目としましては、2款1項1目総務費における総務管理費の中に付いております。

山田伸幸委員 引き続きコールセンター等が使われるということで、コールセンターの業務委託料が発生しており、当初あったようなコールセンターにつながりにくいだとか、あるいはコールセンターの対応が悪く苦情があるようなこともあったんですけれども、その辺の改善はされているんでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 1回目と2回目の接種のときには、一斉に開始ということで大変つながりにくい状態が生じておりました、大変御迷惑をお掛けしておりました。ただ、今回の3回目の接種につきましては、2回目の接種をしてから一定期間経過したということで、一定程度、分散しておりますので、前回ほど集中したことはなかったかなと思っております。

大井淳一郎委員 集団接種ですが、2回目に比べて3回目が減っているということもあって、公的病院と集団接種会場がありますけれども、割と分散しているような印象を受けます。その辺の整理というか、ある程度1か所にして、回数というよりはそっちを増やしたほうがいいのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 今、集団接種の会場を進めることで（「厚狭と埴生ですね」と呼ぶ者あり）やはり、こちらも3回目ということで、

接種される時期、タイミングが分散しておりますし、また、その効果によりまして市内のクリニック、医療機関で接種されるキャパシティというほうが伸びておりますので、やはりできるだけ総合的に掛かりつけの先生で受けていただきたいということもありますので、医療機関を中心に集団接種は補助的にとということで考えております。

山田伸幸委員 最初はコールセンターを頼りしているということもあったと思うんですけど、最近はいきなり病院とかに連絡されるということで、コールセンターの業務はそんな必要ではなくなったように思うんですけど、いかがですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 コールセンターの業務ですけれども、市内の3公的医療機関、こちらのほうも個別的な集団接種ということで、山口労災病院、小野田赤十字病院、市民病院もですけれども、こちらのほうの予約の業務を引き続き受け持っていていただいております、それなりに相当数、予約の受付をしていただいております。

松尾数則分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次は清掃費に入ると思うけど、時間はどうかね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 申し訳ございません。先ほどの発言を一部ちょっと訂正させていただければと思います。173ページのところで、先ほど福田委員から賠償金の内容について、御質問を受けた際に、私那不測の事態に備えて福祉部内の何らかというような発言をしておりましたが、申し訳ございません。これは、健康増進課の事業で何らかの事故が生じた際のお金ですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

松尾数則分科会長 次に、4款に入るんですが、4款に入る前に10分休憩します。15分まで休憩します。

---

午後3時8分 休憩

---

---

午後3時17分 再開

---

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審議を続行します。次は衛生費、2項  
清掃費からです。清掃総務費。

山田伸幸委員 187ページ、ごみ収納箱等設置補助金で、これはアルミ製の  
もの、アルミというかステンレス製ですか、割と軽いものが使われてい  
て、私のところでも設置したんですけど、上蓋が取れてしまうというこ  
とがあったんです。最近、そういう苦情は入っていないでしょうか。

山根環境課生活衛生係長 ステンレス製のごみ収納箱の蓋が取れるのはどうか  
とかいう問合せなんですけれども、今現在、環境課にそのような事例は  
特に入ってきておりません。

山田伸幸委員 私の経験では、使い方が荒いという点があるかもしれませんがけ  
れど、上蓋の止め金具が外れたという事例がありましたので、挙げさせ  
ていただきました。

吉永美子委員 正規職員の方が、令和3年度当初38人だったのが、35人と  
いうことで、会計年度の方が1人増えていますけど、人員の配置の変更  
についてお知らせください。

梅田市民部次長兼環境課長 こちらの人員の配置なんですけども、主に環境衛  
生センターの職員になります。環境衛生センターでは新たな正規職員の  
募集はしておりませんで、退職に伴って正規職員は減ってまいります。  
その代わり会計年度職員が補充で増えていくという状況です。

吉永美子委員 単純に3人減って3人増えているならあれですけど、現実的に  
は2人減になりませんか。

梅田市民部次長兼環境課長 令和4年度から環境衛生センターの長期包括的な  
管理が始まりまして、そちらで人員が1人削減できておりますので、そ  
の関係でプラスマイナスが一致していないという状況です。

吉永美子委員 2人減っているんですよ。

梅田市民部次長兼環境課長 長期包括の関係で、職員が2人、そちらに張りつ

く必要がなくなりましたので、その関係で2人減ということです。

松尾数則分科会長 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)塵芥処理費です。

山田伸幸委員 まず先にお答えしやすいほうで、焼却灰再利用推進事業というのは、具体的にはどういった内容でしょうか。

松尾環境衛生センター主任 これについては、焼却灰をセメント原料にするということで、山口エコテックに搬送で処理していただいております、リサイクルしているということです。

山田伸幸委員 以前、プランターとかいろいろなものに流用しているというのもお聞きしていたんですけど、最近はそういうのはないんですか。

松尾環境衛生センター主任 現在はセメント原料ということで、全てそちらのほうでリサイクルということです。

奥良秀委員 需用費の中の消耗品費と光熱水費、修繕料が昨年よりも大幅に減っている理由を教えてください。

原野環境課環境政策係長 こちらにつきましては、令和4年4月から長期包括運転委託に移行し、そちらの委託料の中に含まれますので、市としての支出は減となっております。

吉永美子委員 警備委託料がゼロになっているのもその関係ですか。

原野環境課環境政策係長 吉永委員の御指摘のとおりです。

大井淳一郎委員 塵芥収集運搬委託料ですが、これは引き続き山陽地区の2区、48戸ぐらいだったかな。祝日も収集していただけるということでよろしいでしょうか。

松尾環境衛生センター主任 御指摘のとおりとなっております。

山田伸幸委員 続いて、ごみ収集処理業務についてお聞きしたいんですけど、

自治会でなかなか収集していただけない。これはルールを守られない方のごみが長期に残っているということがあります。紙がぺたっと貼られても何週間もそのままということがありますが、基本的にはどういう対応をされているのでしょうか。

松尾環境衛生センター主任 一応、今御指摘ありましたように、紙を貼るとい  
うのは、どういうふうにしてくださいということで環境センターからお  
示しているところです。それを自治会で回覧していただいて、排出者  
がいらっしゃるかどうかを確認していただき、その後、1 か月を経過し、  
また環境センターに御連絡いただいて、そういった方がいらっしゃらな  
ければ、次の回収日に回収するというふうにしております。

山田伸幸委員 ということ、1 か月以上もそこに放置されるということが続  
くんですよ。これは、結局その間にまた次の、例えば燃えないごみの  
収集日で収集されなかったものが、また1 か月間そこに置かれたままで  
維持しなくちゃいけないんですけど、短期間化はできないのでしょうか。

松尾環境衛生センター主任 環境センターでもいろいろ検討しているところ  
ありますが、自治会が多くなれば、人数が多ければなかなか周知できな  
いところもありますし、そういったところはいろいろと課題になるかな  
と思っておりますが、今のところ規定としては1 か月ということでお願い  
しているところです。

山田伸幸委員 私どもの自治会は宇部市との境にありまして、ある役員で奇特  
な方がおられて、ごみの箱を設置した後、何回も見回りをして、それを  
捨てていった者は自治会員ではないということを一回突き止められたこ  
とがあったんですね。そういった部分でも、やっぱり自治会はそれを担  
当しなくちゃいけないというのは不合理ではないかなと思うんですが、  
そういう場合どうしたらいいんですか。

松尾環境衛生センター主任 一応ごみステーションに関しては自治会管理とい  
うことになっておりますので、そういったところは自治会で管理してい  
ただきたいということでお願いしているところです。

山田伸幸委員　よそから来て置いていったものも自治会が管理しなくちゃいけないということなんですか。

梅田市民部次長兼環境課長　自治会の役員の方や衛生部の方には、非常に御苦労を掛けていらっしゃるにつきましては大変感謝申し上げておるところです。今の御質問ですけども、自治会以外の方が捨てられたごみというのは、言ってみれば不法投棄の一種となりますので、不法投棄として扱っていただくようになります。申し訳ありませんけども、やはり自治会でそういう場合については対応していただくというような形になっております。手続を踏まれた上で、最終的に不法投棄物ということでどうしても処理できなかったときには、マニュアルに従って市で最終的には処理するということになろうかと思えます。

白井健一郎副分科会長　ごみ収集処理について引き続きお伺いしますが、カラスの被害が昔は多かったと思うんですよ。今は網を上から被せることによって防止していると思うんですが、それでも上からつつくこともあります。その点、カラス被害について、何か対策される必要があるというお考えはありますか。

梅田市民部次長兼環境課長　確かにステンレス製のごみステーションを使ったらっしゃるところについては、あまりカラスの被害はないかと思うんですけども、ビニールの網を使っているところにつきましては、やはりカラスがつつくというようなお話は何度か聞いております。これに対する対策としては、やはり夜が明けてから、朝にごみを捨てていただくというのが一番効率的な方法かなと思えますが、市のほうで何かこの対策について考えているかということであれば、特に何も持ち合わせておりません。

大井淳一郎委員　参考までに、私の認識では結構ステンレス数が多いのかなと思うんですが、網も結構あるのかな。比率はどれぐらいですか。もちろん概算でよろしいです。

松尾環境衛生センター主任　今の実態を全部は把握しておりませんが、かなり減ってきて、今ステンレスの箱等に変ってきているところでありまして。



松尾数則分科会長 塵芥処理費なければ、し尿処理費に移ります。188ページ、189ページかな。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、これで審査番号⑦番は全て終わりました。10分ほど休憩に入ります。40分から再開します。

---

午後3時30分 休憩

---

---

午後3時40分 再開

---

松尾数則分科会長分科会長 それでは、休憩を解きまして審議を続行いたします。審査事業29番の質疑に入ります。

大井淳一郎委員 老朽危険空家等除却促進事業については、申請の割にはなかなか実現には至らないという問題があったんですが、今回10件と出されております。申請等も延びたということもあるんですが、令和4年に10件が見込まれる要因について、お答えください。

山本生活安全課長 令和3年度当初に固定資産税の納税通知書に、チラシを同封したことにより、かなり制度の周知が図られたと思われまます。それを受けて今年度、相談件数は、資料の168ページの（2）に示しておりますとおり、1月末時点で45件の相談があり、2月にもまた更に4件の相談がありました。今年度、実際の申請件数は9件で、不交付決定をしたものもあるんですけれども、6件補助金を交付して、今年度予算は全て使い果たしております。それらを受けて、先ほども御説明いたしましたが、来年度も固定資産税の納税通知書にチラシを同封することによって周知を図っていくことを踏まえ、来年度は倍増した件数、予算としております。

大井淳一郎委員 令和3年度の実績については、168ページで説明もあったところなんですが、6件目のところですね。除却費用に対する補助金が、要は残りを全部使ったら、これだけしか交付できませんでしたという感じなんですが、この6件目の対応は来年度に持ち越したりするんでしょうか。この計算からいくと50万円でなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

山本生活安全課長 申請の段階で今年度中に解体の意向がございました。補助金は、もう予算限度額しか出せませんという御説明もしっかりしたところ、補助金を受けられる分だけでも結構ですということで、本来なら50万円のところを25万6,000円の補助額で納得をされて解体されたものです。

福田勝政委員 空き家ですね。前に聞いたときは、令和2年に千二百何人やったかな。現在、空き家バンクの登録をした人は何人ぐらいいらっしゃるんですか。何人登録されていますか。

山本生活安全課長 最初に言われた空き家の件数というのは、平成29年の1,269件の調査結果の件数でありまして、今現在の空き家バンクの登録につきましては、ホームページに出したものが8件あります。バンクを始めてからは12件ありまして、そのうち4件が成約しましたので、今現在は8件残っている状況です。

福田勝政委員 ああいう空き家の鑑定人ですね。今6人ぐらいいらっしゃいますよね。それはどういう人が鑑定人になっているんですか。

山本生活安全課長 空家等対策協議会の委員のことと思われます。協議会の委員につきましては、まず会長が市長でありまして、そのほか弁護士、土地家屋調査士、それから宅地建物取引士、建築士、それから民生委員、警察、消防といった方々に委員になっていただいております。

大井淳一郎委員 今、協議会の話が出ましたので、それについてです。今年度はしていなかったんですけど、この前Z o o m等でやられたということで、これを踏まえて、現在、協議会で案件になっているというか進捗状況を、来年度に向けての方向性も含めてお答えください。

山本生活安全課長 1月に開催した協議会では、今年度の事業の状況、それから特定空家等の認定に向けた件を話し合いまして、結果はホームページに秘密事項以外は公表しているところで、実は、明日、特定空家等対策部会を開きまして、年度末になるんですけども、再来週に2回目の協議会を開催する予定です。来年度に向けましては、全市的な実態調査をして、それから最終的に空家等対策計画の改定に取りかかりますので、来

年度は空家等対策計画の改定の協議、それから引き続いて特定空家等の協議を続けていきたいと思っており、回数は今年度よりも多く予算組みをしております。

白井健一郎副分科会長 空き家の利活用についてなんですけど、数年ぐらい前からかなり流行っていますよね。例えば、空き家を何か改修して古民家風の喫茶店にしたりとか、食堂にしたりとか、単に改修する作業だけじゃなくてアイデアと結びつけて、何かそういう発想というのは取り上げられたりしないのでしょうか。

山本生活安全課長 生活安全課では、まず今ある空き家、それから将来このまま放置していたら影響が出るであろう空き家についての対策を主に取り組んでおりまして、今回この審査事業でも挙げておりますとおり、空き家バンク登録の空き家についての改修であったり、家財道具等の処分であったりというものに補助金を出すということをやっております。例えば、店舗だとか事業所のために空き家の活用となると、商工労働課で取り組まれている事業がありますので、それについては申し訳ないですけど、生活安全課では所管しておりませんので、お答えしかねます。

白井健一郎副分科会長 今、商工労働課でやっているという話がありましたが、ただ、現在ちょっと危険が伴っているような建物の場合は、やっぱりまず改修しなくては話になりませんし、改修したら何か利用したい。先ほどその利用で喫茶店の話をしましたけど、例えば、これから地域社会の中で活性化か何かちょっと使える場所にしたりとか、そういうことで連携を図って見たらどうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

山本生活安全課長 現在、そういったニーズといいますか、御要望をあまり実際受けていないのが実情でございます。生活安全課に寄せられる空き家の相談とか苦情というのは、やはり危険な空き家、困った空き家、草木の繁茂というのが大半でございます。特に倒壊寸前の空き家であったり危険な空き家については、やはり改修しても、その後使えないとか、大規模な改修を相当なお金を掛けないと使えないということがございますので、その場合はこの老朽危険空家等除却促進事業に乗っていただいて、解体をして更地にして別の跡地利用を考えていただくというふうに思っております。実際、全国的にはいろんな取組がされているのは、我々

も国の報告書等で確認はしているんですけども、市民の方、事業者の方から要望なりニーズがあれば、それにお答えできるような施策というのは、今後、商工労働課とかシティセールス課とも連携し、取り組む必要があるものについては検討していきたいと思います。

山田伸幸委員 168ページの老朽危険空き家等除却促進事業の実績の表の見方を教えていただきたい。危険度、不良度判定で、1番でいうとCの100点、下のほうに行くと不交付決定になっているんですけど、高千帆小学校区の物件はD判定で130点あるけれど不交付となっています。この危険度不良度判定について、見方を教えてください。

山本生活安全課長 危険度、不良度判定は、国土交通省が示す外観目視による判定表というのが示されておりまして、それに準拠した形での判定表をもとに建築士が判定して点数を付けます。それから、山田委員がおっしゃる⑧番の130点あるけども不交付決定だったものにつきましては、建物の危険度と併せて周辺の影響度も確認しております。といいますのが、倒壊しても周辺に全く影響がない場合は、この老朽危険空き家の対象外としております。その基準が建物の高さ以内に接道がある。河川がある。隣地がある。でも、敷地が広くて真ん中にぽつんと危険な空き家があっても周辺に危険は及びませんので、その場合は対象外としております。それがこの物件になり、不交付決定としております。

山田伸幸委員 このC、B、D、Eというのは、どういうふうなものなんですか。

山本生活安全課長 これは、平成29年に委託して全市的に調査した結果です。その際に、A、B、C、D、Eと5段階でランクづけをしております。まだ全然使える空き家であったり、小規模な改修で使える空き家であればAとかB、若干改修が必要だけどもまだ大丈夫というものはC、Dはかなり傷んでいるもの、Eはもうほぼ家として見られないようなものとなります。

山田伸幸委員 そういったものは、危険度は少ないというふうに判定されているんですか。

山本生活安全課長 このA、B、C、D、Eのランクにつきましては、平成29年度の調査のままで、それからちょっと全てを見て変えてないんですけども、この補助をするに当たっては、その都度、申請があった段階で建築士が判定表に基づいて調査をして、その基準が100点を超えるかどうかによって補助対象となるかどうかというものを決めます。ただ、平成29年度の調査段階での、A、B、C、D、Eだけでは決めておりませんので、ここには示しているんですけども、あくまで不良度判定の点数で補助対象とするとしております。

福田勝政委員 例えば、私が空き家を持っていて、申請してお金が入って改修しました。途中である人がその家を欲しいと言われた場合に、補償金をみんな払えば売買できるんですか。意味分かりますか。私の空き家を、この改修補償金を使って修理しますね。それで途中で、ある人がその家を欲しいと言われた場合に、補償金を全部払えば、その家は売買できますか。

山本生活安全課長 169ページの改修補助の件でよろしいでしょうか。

福田勝政委員 そうです。

山本生活安全課長 まず、この利活用改修補助金につきましては、大前提として空き家バンクに登録のある物件というのが前提となります。空き家バンクに登録されている物件を購入される方、または賃貸で借りられる方、若しくは貸借で貸す方が申請されて改修する、住むために改修する費用を補助するというものですので、補償とかというものではございません。

福田勝政委員 すみません。補償金を借りますよね。僕の家があるとしますよね。そして、それを修理しようと思ってお金を借りる。登録バンクにも登録しておく。そうした場合に、ある人がその家が欲しいと言われた場合に残りの補償金を全額払えば、それは売買できますか。

山本生活安全課長 補償金というのがちょっと理解できないんですけど。

福田勝政委員 バンクに登録しておきますよね、その家をね。改修したいんだと、空き家だから。そして補助金を借ります。そして途中で、ある人が

その家が欲しいと僕に頼まれた場合には、補助金を全額戻せば家を売買できますか。

山本生活安全課長 まず、空き家バンクに登録ある物件というのがまず条件であるのと、それからこの家のマークの二つ目に補助金交付対象者。資料を見ていただければ、そこに対象空き家を購入、または賃貸借する契約を締結した個人で、以下の要件を全て満たすことというものの中に売買契約若しくは賃貸借契約を締結する必要があります。締結してから1年を経過していないことと、空き家バンクの登録空き家を、例えば購入されて契約をしたことが条件になりますので、改修してから売るということは、ちょっと設定をしております。

吉永美子委員 163と164ページの、この利活用のための改修の空き家改修補助件数というところで、考えておられるのが2件ですよ。164ページに行くと150万円ですよ。ということは、2件で150万円ということは、想定されておられるのが、169ページの補助金額というところで、市外から転入される15歳未満の者がいる世帯1件と上記以外の世帯が1件ということで、市外から転入される方を想定しての出し方ですか。

山本生活安全課長 そのように目標設定を定めております。

吉永美子委員委員 ということは、考え方としては市外から来ていただきたいということですね。

山本生活安全課長 この空き家バンク登録空き家に対する相談、利活用の相談というのが、市外の方からのほうがかなり多くございますので、それを期待しているという目標にしております。

吉永美子委員 もう1件は、空き家家財撤去補助件数ということで5件を目標にされていて、171ページ、上限10万円なので、考え方としては5件ということになると思うんですけど、これは家財を処分するのにこれぐらいの金額が妥当と考えておられるのかということと、家財を処分するのに結構皆さん苦慮しておられるという認識のもとなのかということと、改めて補助金を出された意義ですね。お知らせいただけますか。

山本生活安全課長 委員がおっしゃるとおり、5件掛ける10万円の50万円で予算は計上しているところなんですけども、この上限10万円の設定は他市でももう既に取り組まれている事業でございまして、県内の市町の実態を見ると、上限10万円というふうに設定されておりますので、それを参考にして決定しております。あと、空き家の所有者の方がやはり家の中に、家財道具、家具だとか家電だとか、いろいろなものが残っていて、その処分に苦慮しているという相談を受けたこともございますし、その所有者の方が実際市外や遠方にお住まいの方も多くございますので、その方たちが自分で処分をしていくというのはなかなか大変だということもございます。それらをいろいろ考慮して設定しております。

吉永美子委員 他市が10万円だからという理屈は分かるのは分かるんですが、実態として2分の1ですから、大体20万円あれば家財は処分できるという考え方なのかということと、よく市は等を使いますが、家財道具等というのは何が含まれているんでしょうか。

山本生活安全課長 家財の量にもよると、その種類にもよりますので、一概に20万円で全てできるかどうかというのは、はっきりは申し上げられませんけども、おおむねこれぐらいあれば大概の家の中にあるものは、業者に委託して処分ができると考えております。それから、等についてなんですけども、家財道具といっても、なかなか限定列記するのは非常に難しいと考えております。例えば、具体的には家財道具といえ、たんす、食器だな、テーブル、いす、ソファ、ベッドなどの家具、それから冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、エアコンとかの家電製品、食器、調理器具、それから、新聞とか本とか書類の紙類、衣類、布団、じゅうたん、それらが一般的には家財道具と言われると思いますけども、基本的に日常生活において、家の中で使われていたものを家財道具と一応捉えてはいます。はっきりとくくれるものというか、示せるものではないので、等としております。

山田伸幸委員 老朽危険空家等除却促進事業、これには擁壁などは含まれるんでしょうか。

山本生活安全課長 立ち木の場合には、隣接する河川とか道路とかに影響する

場合も含むとしておるんですけれども、擁壁となるとその状況によって判断するしかないかなと考えております。

山田伸幸委員 私がぶち当たった面で、お隣り合っているんですけど、ちょっと段差というか、1.5メートルぐらいあるのかな、そこで、境界にコンクリートブロックが打たれているんですが、もう上は崩壊しかかっているんですけど、問題はブロックが下側の家のほうにどんどん傾いてきて非常に危ないという例なんですけど、これを除却してやり換えるという場合はこの対象になるのかどうか、その点いかがですか。

山本生活安全課長 実際、その空き家を見てみないとちょっと何とも言えないところはあるんですけども、やはりこの目的が周辺住民への影響がないようにするということが第一の目的としておりますので、危険な立ち木とかも含むとしておりますので、それが解体と併せて、そこも改修しなければならないというものであれば、含めてしかるべきだと考えております。

奥良秀委員 168ページですけど、申請の受付日から事業完了日まで結構早い時期で取り組まれていることは評価するんですが、この除却した後にどうなったかという追跡はされているでしょうか。

山本生活安全課長 解体工事の要件として、更地にすること、それから土砂の流出を防ぐことを条件としております。それと、完了した後は写真でも報告をしていただくようにもしておりますし、空き家の調査に出たときに確認することもございますので、一応追跡という形では調査をしております。

奥良秀委員 その老朽危険空家等ということで、危険を取り除いて更地にするというところまではいくんですけど、その次のフェーズとしては、やはりそこにまた新しい人たちが入ってきているかどうかというような追跡調査というのはできているでしょうか。

山本生活安全課長 この事業を令和元年から始めて、令和元年では3件、令和2年では4件、今年度、今6件あるんですけども、全てその後どうなったかというのは、現時点ではちょっと把握はできておりません。



奥良秀委員 せっかく老朽危険空き家を除却されたのであれば、市長が言われているような「地域を創る」であったりといったところも考えると、やはり、その後どうなっているのかということも税金を使ってやられているので、追跡されたほうがいいんじゃないかなと思います。あともう一つ、老朽危険空き家、これ結構意識が高い人で自分が持っている空き家が危険だからのけようという人が大半だと思うんですけど、そうではなくて隣の空き家が大変なんだけどやってくれないだろうかというような、逆ですよ、そういったところの人たちというのは、こういうところに入っているんですか。

山本生活安全課長 令和3年度につきましては、除却された6件のうち2件は、近隣の方からの苦情というか相談があって、その所有者の方に対応をお願いするという依頼文書をお送りしました。それを受けて、その中で解体を検討されているという話があれば、こういう制度がありますというふうに案内をしております。通常、普段でもいろんな近隣の方からの相談を受けて、その空き家がこの老朽危険空家等の対象になるような物件であれば、その空き家の対応をお願いする文書の中にこのチラシを同封して積極的に解体を進めるというか、促すようにはしております。

奥良秀委員 多分もっと想定以上に苦情がある老朽した空き家というのはあると思うんですよね。だから、そういったものもどんどんこういうふうなものを活用していただけるようなお願いですよ。あとは、やはり持ち主にそういう意識を持っていただくというのも、ここの課の役目だと思っていますので、その辺ももっと重視して行って、できれば老朽化した危険な空き家を減らしていきたいなと思っています。だから、そういったことをもっと進めていただきたいと思います。実際この予算でいいのかな、もっと必要じゃないのかなと思うんですけど、その辺は担当課としてどのように思われますか。

山本生活安全課長 今年度まで想定が5件250万円であって、来年度は10件500万円としていて、実際、奥委員が言われるとおり、市内には危険な空き家が本当に数多くございます。来年度、取りあえず倍増したことによる結果、成果を踏まえて、令和5年度以降、検討させていただきたいと思います。

奥良秀委員 あと一般質問でもさせてもらったんですけど、生活安全課の体制ですよね。老朽化のこういう空き家だけが生活安全課の仕事ではないですよ。ただ、今回、倍増して、やはり仕事はどんどん増えていきますよね。そういった場合、人員は足りていますか。だから、その辺が一番心配になってくるんですよね。その辺はどのように考えているのか、部長お願いします。

川崎市民部長 御心配いただいて、ありがとうございます。そのところは全体の職員数、職員体制を踏まえて協議していくところではありますが、できるだけいろんな効率化を目指しながら、配置された職員で事務を進めていく必要があると思っておりますので、効率化の検討をしながら必要な人員をきちんと把握していきたいと思っております。ありがとうございます。

福田勝政委員 大家もいない、相続者もいない、隣の家がもう傾いて危ない場合に、法的にはどうなっているんですか。やっぱり市が最後、面倒を見るんですか。相続、相続で迎っていくんですか。

山本生活安全課長 相続人がいらっしゃらない、いわゆる所有者が不存在の物件とか空き家につきましては、まずその影響がお隣同士だけの問題、いわゆる相隣関係であれば、弁護士、司法書士など法律の専門家に相談していただいて、民事的な解決を促すこととします。その影響が、例えば、道路であったり、河川であったり、公共的な用地であったり、広く市民に影響するという場合は、特定空家等に認定をして、最終的には行政代執行ということになるかと思えます。

福田勝政委員 例えば、軒先の瓦が20枚くらいもう落ちそうだと、世帯主も誰もいない場合は、やっぱり今みたいな調子になるんですか。

山本生活安全課長 その影響が隣家のみであれば、民事的な解決になります。それが道路に落ちてきそうだということになれば、特定空家等に認定することを検討して、空家等対策協議会に諮って、空家法に基づく法的措置を進めるというふうになります。

福田勝政委員 10年ぐらい前ですけど、その四つ角に山口銀行がありました。今は交番があります。あの前に、角に何十年ぐらい放ってシートを掛けたり倒れそうな家がありました。今は更地になっていますけど、結果的には最後はどうなったんですか。シート掛けたり補強したりしていましたが。

山本生活安全課長 個別の案件については、ここではお答えを控えさせていただきます。

松尾数則分科会長 どなたか質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、質疑は終わって、あとは予算書を見ていこうと思います。74ページの広報広聴費から。

吉永美子委員 無料法律相談の業務委託料ということで、令和3年度と同じですが、実績としてはどうでしょうか。これで足りているのかどうかという点です。

山本生活安全課長 無料法律相談の委託料につきましては、弁護士法律相談が月4万円掛ける12か月分の消費税込みで52万8,000円。それから、司法書士につきましては、月3,000円の2名、1月6,000円掛ける12か月7万2,000円で合計60万円となっておりますけれども、もう年間契約で額を決めて契約しておりますので、予算的には足りております。

吉永美子委員 弁護士と司法書士、この契約で、無料法律相談で市民が来られる部分というのは、もうクリアできているということでしょうかという意味です。

山本生活安全課長 弁護士、司法書士ともに、月一回ずつやっておるんですけども、今現在、特に回数を増やしてほしいという要望があるとは思っておりませんので、引き続き、月一回の弁護士相談、司法書士相談でやっていきたいと考えております。

吉永美子委員 くじを引くじゃないですか。それからまた、たしか午後から出てきてとなっていますよね。だから、それで帰られて入れなかった方が

いないのか、実態を知らせてくださいと申し上げています。

山本生活安全課長 現在、法律相談は事前予約制としておりまして、10日前から受付を開始して定員枠がいっぱいになったら、実際キャンセル待ちも受け付けてはおるんですけども、締め切った後も若干申込みの電話があることはございますけれども、一応十分足りていると考えております。

吉永美子委員 十分足りているという根拠ですけど、月一回行われるというのは変わりませんよね。前は来て、それから午後また来られていたけど、予約にされたということは市民にとっては大変ありがたいことだと思います。前は2回出てこないといけなかったから。そういうところで、キャンセル待ちうんぬんというお話もされたけど、月一回しかないところに入れなかったということはないと思っていいのかとお聞きしているんです。

山本生活安全課長 もういっぱいになったのでということでお断りすることはございますので、その場合、お急ぎの場合は、法テラスや弁護士会が実施している無料の電話相談とかを案内したり、翌月もう一度お電話くださいというふうに案内をしております。

吉永美子委員 前までは月二回やっていたからなんですよ。前々から月一回ならいいけど、何年か前まで月二回されていたんですよ。御存じないのか。だから、それで断ることがないなら私も申し上げないですよ。月二回だったのを月一回に減らされて断らないんだったらもう100%オーケーと思ったんですけど、断るケースはどのぐらいあるんですか。

三浦生活安全課市民相談係長 令和3年度について、3月はまだ実施していないんですけども、2月までで16の方がキャンセル待ちの後、受けられていないという状況です。

吉永美子委員 だから、月一回の予約は何人受けられるんですか。司法書士と弁護士を入れて、年間何人まで受けられるんですか。

三浦生活安全課市民相談係長 弁護士相談が月に定員10名、司法書士が12

名ですので、22名の12か月で264名ということになります。

松尾数則分科会長 どなたかありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ次に移ります。今度は交通安全からね。86ページ、87ページ辺りで質疑があれば受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きます。次は90から99ページまで。ふるさと推進事業費、国際交流等推進費があります。

大井淳一郎委員 この前も補正のときに議論があったんですが、モートンベイとの姉妹都市、ロックダウンで大変ということでもいろいろあるんですが、今後、モートンベイ市との姉妹都市とか友好都市とか、いろいろ表現はあると思うんですが、現状の関係について進捗状況をお答えください。

河上市民活動推進課長 現状の関係については、今コロナ禍でもありますので、なかなか中学生の海外派遣事業は実施ができていない状況です。ただ、来年度につきましては、旧小野田市、旧レッドクリフ市の姉妹都市提携からちょうど30周年を迎えます。ついてはこれを記念いたしまして、30周年記念事業を行っていきたいと考えておりまして、今後、モートンベイ市といろいろ協議をする中でどのような事業ができるのか話し合いを深めてまいりたいというふうに思っております。その中で、今私どもで考えておりますのが再調印式、それから記念品をお互いに交換し合うことを考えております。また、それ以外にもどのようなものができるのかということも双方でアイデアを出しながら協議を深めることとしております。ここで、再調印のことで詳しく説明をさせていただければと思いますけれども、実は今申し上げましたように、現在、姉妹都市提携という言葉を使っておりますけれども、モートンベイ市のほうから、姉妹都市と友好都市、この二つの名称のカテゴリー分けと申しますか、定義分けをなされました。本市との交流につきましては、モートンベイ市としては友好都市という名称で今後も交流を深めていきたいということがございましたので、姉妹都市から友好都市という形での再調印をさせていただきたいというふうに考えておるところです。

大井淳一郎委員 友好都市に変わるということですが、せつかく30周年でやられるんですから、これによって、何か新しいこと、工夫されることとかあれば教えてください。

河上市民活動推進課長 モートンベイ市での姉妹都市と友好都市の定義分けで  
ございますけれども、姉妹都市については様々な分野、広い分野で交流  
をしていくというのが定義で、友好都市につきましては特定のテーマを  
もって交流するという定義を作っておられるようでございます。ついて  
は、コロナ禍でなかなか難しいところありますけれども、今までどおり  
中学生の海外派遣、そして今後は文化、スポーツとかそういったところ  
もモートンベイ市と協議を深めながら交流ができるように検討してまい  
りたいというふうに思っております。

奥良秀委員 確認ですけど、姉妹都市と友好都市、どちらのほうが上とか下と  
か、どのような考えなのか教えてください。

河上市民活動推進課長 日本では、この姉妹都市、友好都市との違いはないと  
聞いております。なので、どちらが上、下というのはございません。た  
だ、繰り返しになりますけれども、モートンベイ市では広い範囲、産業  
とかそういったことも含めての定義ということで区分けをされたとい  
うことです。上、下というものは特にないと先方からも伺っております。

山田伸幸委員 ふるさと推進事業費のほたる飼育管理助成金について、基本的  
な考え方をお伺いします。というのも、以前、私、スキルアップのため  
に全国ホテルサミットというのに出たことがあるんですけど、その中  
で、蛍の幼虫を飼育して放流するという事業は、自然破壊につながるん  
だということを言っておられる専門の方がおられました。というのも、  
本来そこに生息していないものを放流するやり方のことを言われていて、  
これがそれに当たるんじゃないかなと危惧しているんですけど、いか  
がお考えでしょうか。

河上市民活動推進課長 ほたる飼育管理助成金につきましては、蛍の飼育等を  
地域の方、そして子どもたちの自然の教育ということで行っているところ  
でございます。自然破壊か否かというのはなかなか難しいところあり  
ますけれども、かつてはこの有帆地域にもたくさんの蛍がいたというこ  
とで、新たなものを取り入れるという観点ではないと考えております。

山田伸幸委員 放流か何かするんじゃないかったですか、違いますか。

河上市民活動推進課長 はい、放流をしておられます。

山田伸幸委員 元となる幼虫は、その近辺の環境の中で生息しているものなんですか。

河上市民活動推進課長 そこで育て得られている部分もあるでしょうし、よそから持ってこられる部分もあるというふうに聞いております。

吉永美子委員 ほかのところでお話が出ているのかもしれませんが、記憶がちょっとないものですから教えてください。この中学生の海外派遣事業の委託については、昨年の新年度予算のときに、普通であれば3月に募集するんだけど、コロナの関係でぎりぎりまで判断を待ちますと、4月に判断するという御答弁があったように記憶しています。令和4年度はどのようにする予定ですか。

河上市民活動推進課長 今年度も予算計上させていただいておるところでございます。ついては、昨年度と同様にぎりぎりまで状況を鑑みて判断してまいりたいと思います。そうですね。4月、できるだけ早いうちに判断をしてまいりたいと思います。

松尾数則分科会長 先ほど姉妹都市の話があったんだけど、秩父市との関係はどうなっているんですか。

河上市民活動推進課長 秩父市におきましても、継続して姉妹都市の提携をしておりますが、なかなか具体的な交流ができておりませんので、今後しっかり考えて検討してまいりたいと思います。

松尾数則分科会長 何かありますか。次のページ、男女共同参画、自治会活動推進費、その辺で質疑があれば。

山田伸幸委員 男女共同参画である印刷製本費は、こういったものを考えておられますか。

河上市民活動推進課長 この印刷製本費につきましては、男女共同参画並びに

多様性の尊重が啓発できるようなパンフレットを作成してまいりたいと考えております。

白井健一郎副分科会長 私は一般質問で男女共同参画にちょっと触れたんですけども、そのときに市民活動推進課の方にお答えいただきました。そのときに考えが一致したのは、時代とともに価値観というのは変わっていくわけで、男女共同参画というのもどんどん進んでいかなければいけないわけですね。ですから、この市の事業においても、前年度の踏襲だけではなくて、何年かおきごとに進んでいけるように考えていただければありがたいと思います。

松尾数則分科会長 要望ですか。

白井健一郎副分科会長 はい。要望です。

奥良秀委員 同じく、この委員数が昨年から本年に関して3人増えているんですけど、増加された理由は何かありますか。

河上市民活動推進課長 この男女共同参画審議会につきましては、定員が15名でございます。ちょうど改選期に当たりまして、この定員マックス数で予算要求をさせていただいているところでございます。

吉永美子委員 95ページの自治会館建設補助金です。これは令和4年度の内訳はどのようになっていますか。

河上市民活動推進課長 新設が1件、修繕が1件となっております。

吉永美子委員 令和3年度はたしか積み残しがあったような、違いますかね。私の記憶がおかしいかな。令和4年度も積み残しがありますか。これは待っておられるところがあるんですか。

河上市民活動推進課長 大変申し訳なく思っておりますが、いまだ申請をして、補助金の交付を待っている自治会はございます。今現在、建設1件と修繕が3件、具体的にお話を頂いているのがその件数でございます。



吉永美子委員 建設1件、修繕3件の4件積み残しということは、令和3年度当初予算のときは、私の記憶がおかしくなければ3件積み残し。この積み残しを増やしていくことは、それでよしとされますか。予算要望が大変でしょうけど。

河上市民活動推進課長 限られた予算案でありますので、できるだけ早めに補助ができるよう取り組んでまいりたいと思いますけれども、その辺については御理解いただければと思います。また、自治会長にも申請をしていただく際に、その旨はお伝えをさせていただいて御理解いただいた上で申請をしていただいているというような状況です。

山田伸幸委員 自治会館の補助金は、中には老朽化のために使用に支障を来たしていても、認められなければ待たなくてはいけないということになるわけですね。その間に、例えば踏み抜いたりして事故が起きても、それは自治会の責任だということになってしまうんですけど、それでも仕方がないということなんでしょうか。

河上市民活動推進課長 先ほど申し上げましたが、限られた予算ではありますができるだけしっかり早急に対応できるような努力はしてまいりたいと考えております。ただし、緊急性を要するようなもの等がありましたらその旨をしっかりお伺いさせていただき、それも考慮しながら対応してまいりたいと思います。

山田伸幸委員 やはり補助金の性格上、申請はしたけれど、許可というか決定が下りるまで待たざるを得ないということであれば、自治会に先に自分でやっていただいて、領収書とか写真とかいろいろ取っておいてもらって、あと順番が来たときに出してもらって、その掛かった工事費の幾らとかいう形で補助するというふうにはいかないんでしょうか。

河上市民活動推進課長 要綱上、交付決定後に業者と契約というふうになっておりますので、今現在はそういったことができない状況となっております。

白井健一郎副分科会長 防犯外灯設置補助金についてお伺いしますが、これは

以前、現年度の補正予算のときにもお話したんですけれども、これ予算として498万円ありますが、これは壊れたものを直すぐらいで全部使われるぐらいの金額でしょうか。

山本生活安全課長 この498万円の積算としましては、新設の場合は1件に2万3,000円の補助になりまして、50灯程度を予定しております。それから、防犯外灯を付けるための柱を設置しなければならない場合もございますので、柱を新設するというものも対象になりますし、それから委員がおっしゃったとおり、修理については1灯当たり1万2,000円の補助で、修理につきましては290灯程度を予定しておりまして、合計して498万円の予算計上としております。

白井健一郎副分科会長 よく理解できなかつたんですけど、例えば、新しい防犯外灯はどのぐらいできると考えればよろしいでしょうか。修理以外で新しく設置する数です。

山本生活安全課長 50灯を今見込んで予算計上とか積算をしているんですけども、修理件数が少なければ、それ以上、新設の申請があれば補助金を交付することとします。

白井健一郎副分科会長 新設の申請も当然あるわけですね。

山本生活安全課長 ございます。

山田伸幸委員 自治会事務費補助金について伺います。以前は、各自治会に給付された補助金の内訳を、それが自治会の会計に繰り入れられたことの証明を出すような文書が来ていたんですけど、これは継続して実施されているのでしょうか。

河上市民活動推進課長 自治会事務費の収支報告書については、市の指定の収支報告書を御提出していただくよう、今年度もお願いをさせていただいております。

大井淳一郎委員 防犯カメラですけれども、来年度に向けて20件ということでしょうけど、令和4年度の募集の仕方とかについてお答えください。

山本生活安全課長 4月1日の自治会便に合わせて、全自治会にこの制度について案内をして募集を開始するように今準備を進めているところです。

大井淳一郎委員 募集が最多になる、あるいは地域的な偏りもあるかもしれませんが、そういったことを考慮するのか、それとも20件を超えたら抽選といった防犯外灯みたいな形になるのか、これについてお答えください。

山本生活安全課長 今年度6月補正で200万円予算措置していただいたんですけども、まだ10件の申請に到達してない状況であります。幾つか自治会で、来年度に向けて相談を今受けている状況ですけれども、20件申請があるかどうかというのが、まだ全自治会にお知らせしてからでないちょっと見込めないものもございますので、その申請状況を見てまた検討させていただきたいと考えております。その200万円、10件、20件で足りるかかどうかというのは現時点では想定できておりません。

大井淳一郎委員 先ほどの質問は、それと併せて、例えば高千帆が20件とか地域的な、旧小野田が何件とか考えずに募集に応じて、額があればそれに対応していくというスタンスでよろしいでしょうか。

山本生活安全課長 その予定で今考えております。

山田伸幸委員 防犯カメラの設置補助金申請について、かなりハードルが高いなど考えているんです。規程を作ったり、あるいは周辺住民の同意書があるとか、あるいは総会でそのことがきちんと議決を取れているとか、いろいろ高いハードルがあるなど考えているんですけど、もう少し簡略化できないものなんでしょうか。

山本生活安全課長 防犯カメラにつきましては、一番やはり問題となるのが、プライバシーの侵害、写りたくないのに写っている。それが、例えばネット上とかテレビで報道されるということもあって、全国的にもプライバシーの侵害で裁判例もあるように聞いております。それらを踏まえて、やはりせつかく防犯のために設置しても、後々トラブルになってはいけませんし、写りたくないものが写ってもいけませんので、その点は、大

変申し訳ないんですけれども、しっかりと設置しようとする自治会内での合意、同意を得ていただく必要があると考えております。申請の手続書類については、できるだけ簡略化したいとは考えておるんですけども、今現在は最低限のものだというふうに我々は捉えております。

松尾数則分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に移ります。地域づくりとか地域交流センター費はもうよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次のページ、次に移ります。130から135ページまでオーケーね。（「はい」と呼ぶ者あり）次、144ページに行きます。

吉永美子委員 令和3年度に石丸総合館の運営審議会委員が、私の記憶がたしかならば、定数の11名に行っていないと聞いたような気がするんですが、現状どうでしょうか。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 現在の委員が9名です。令和4年度に改選がありますので、こちらも規則上の定員11名の予算を計上しております。

吉永美子委員 令和3年度にはなかった会計年度任用職員の報酬3人分というのは、これは新たに何が出てきているんでしょうか。石丸総合館です。

西崎市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長 会計年度任用職員の報酬でございますが、令和3年度までは、3、1、1の社会福祉総務費に予算が計上されておりました。令和4年度からは、総合館費の一つの事業ということで、こちらのほうに計上させていただいております。

山田伸幸委員 ということは、総合館には常時何人おられるんですか。

河上市民活動推進課長 合計で言いますと4人となります。館長1人と事務補助は火、水、金、そして児童厚生員2名でございます。

松尾数則分科会長 次に行って、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）人権啓発費です。

山田伸幸委員 ここでは昨年度だったか、相談にお伺いしたんですけど、なか

なか思うようにいかないというか、業者の不誠実な対応に対して何もできないと感じてしまったんですけれど、行政ができる、そういった業者への指導というのは非常に限られているという認識を持ったんですけれど、いかがでしょうか。

山本生活安全課長 消費生活センターにおきましては、相談を受け助言をしていく。それから、場合によっては、あっせんしていくということもあるんですけども、基本的に弁護士とかとは違って代理業務はできません。それから、業者への指導となると、これはやはり摘発したりといったことになると、国民生活センターより消費者庁の業務になると思いますので、市の消費生活センターでそこまでの権限というのはなかなか持ち合わせておりません。

山田伸幸委員 それと、相変わらずはがきとか封書といったものを使って、いろいろあの手この手で急かして電話を掛けさせる。そういったものがあるかと思うんですが、市に対してそういった相談というのは何件ぐらい来ているんでしょうか。

三浦生活安全課市民相談係長 令和2年度につきましては、326件の相談があったんですけども、そのうち架空請求と消費生活センターで分類しているものについては、メールが13件ありました。

山田伸幸委員 ありもしない行政官庁の名前を使ってのそういった手紙とかは入ってないですか。

三浦生活安全課市民相談係長 架空請求のはがきについては、平成29年度が一番多かったんですけども、令和2年度については、もうゼロ件となっております。

松尾数則分科会長 よろしいですか。219ページまで。（「なし」と呼ぶ者あり）これで審査番号②の審査は終了いたします。実を申しますと、審査番号③までやりたいと思っていますので、よろしくお願いします。審査番号③までやりたいと思っていますので、申し訳ありません。5時を過ぎると思いますけれど、よろしくお願いします。5時まで一旦休憩。

---

午後 4 時 4 9 分 休憩

---

---

午後 5 時 再開

---

松尾数則分科会長 先ほど、時間延長のお話もしましたけれど、諸状況から、今日の分科会を終わりたいと思います。明日また朝 9 時から、審査番号③について審査いたしますので、よろしく願いいたします。

---

午後 5 時 2 分 散会

---

令和 4 年 3 月 1 6 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松 尾 数 則